日本財団 The Nippon Foundation 助成事業

2005 年度
食事サービスの実施状況に関する調査報告書

2006 年3月

全国老人給食協力会

目 次

Ⅰ 調査の概要 1

Ⅱ 集計結果 2

1 回答団体のプロフィール 2

1-1 回答団体の種類 2

1-2 回答団体の設立年 3

1-3 食事サービスの実施団体数と開始年 5

1-4 食事サービスの実施団体のタイプ 8

1-5 食事サービス以外に実施している福祉サービス １０

1-6 回答事業 １１

2 食事サービスの実施状況 １４

2-1 食事サービスの実施頻度 １４

2-2 食事サービスの規模①１回あたりの食数 １５

2-3 食事サービスの規模②登録者数 １７

3 食事サービス事業への経済的支援 １９

3-1 食事サービス事業への経済的支援者 １９

3-2 経済的支援の内容 ２０

4 食事サービス事業の現在の担い手 ２２

4-1 担い手の概略 ２２

4-2 ボランティアの担当 ２３

4-3 有償スタッフの担当 ２４

4-4 ボランティアの属性 ２５

5 退職者の受け入れ ２８

5-1 退職者の受け入れ先に関する意向 ２８

5-2 退職者の受け入れの形態に関する意向 ３０

6 食事サービス事業に関する情報発信 ３２

6-1 利用者の受け入れに関して ３２

6-2 活動の担い手（ボランティア、有償スタッフ、職員）の募集に関して ３４

6-3 政策提言や要望に関して ３７

6-4 サービス提供にあたっての日常的な連絡相手 ３９

7 食事サービス実施に関する考え方 ４１

Ⅲ 考察 ４３

1 食事サービス実施団体について ４３

2 食事サービスの位置づけ ４３

3 資源のミックス ４４

Ⅰ　調査の概要

1　調査の目的

２０００年度に、東京ボランティア・市民活動センターによって、東京都内の食事サービス実施団体を対象とする「東京都内食事サービス実施状況調査」が実施されてから５年が経過した。この間に「『食』の自立支援事業」の実施と見直し、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の急増、介護保険事業の展開など、食事サービスを取り巻く環境は内外で大きく変動した。さらに現在、介護保険制度の改正にあわせて、再び食事サービス事業に関する大きな見直しが進んでいる。

このような状況で、今後も引き続き食事サービスが地域福祉において有効な役割を担っていけるよう、広く関係諸機関の理解を促進し、制度的・社会的な環境の整備を働きかけていくことが必要である。そこで、現在の食事サービスの実施状況と課題を把握することを目的として本調査を実施した。

2　調査対象団体

（１）東京都内の住民参加を中心とする食事サービス（配食・会食・ミニデイなど）の実施団体（ボランティア団体、特定非営利活動団体、社会福祉協議会、社会福祉法人等）。

（２）全国老人給食協力会の加盟団体。

3　調査実施主体

全国老人給食協力会、東京ボランティア・市民活動センター

4　調査協力･支援

東京学芸大学社会学研究室（清水洋行）、東京食事サービス連絡会、社会福祉法人ふきのとうの会、日本財団助成事業

5　調査実施期間

２００５年９月

6　調査票の配布と回収

（１）２０００年度の「東京都内食事サービス実施状況調査」の調査対象団体、および全国老人給食協力会の加盟団体については、郵送にて配布した。

（２）その他の団体については、東京都内の市区町村および市区町村社会福祉協議会に調査票を郵送し、食事サービス実施団体への配布を依頼した。

（３）回収については、（１）（２）とも、各団体から直接、郵送にて行った。

II 集計結果

1. 回答団体のプロフィール

1－1 回答団体の種類

	今回の調査			2000 年の調査の運営主体	
	対象	団体数	%	団体数	%
任意団体	都内	93	43	70	28
	都外	16	40		
	全体	**109**	**43**		
特定非営利活動法人	都内	22	10	14	6
	都外	15	38		
	全体	**37**	**15**		
社会福祉協議会	都内	18	8	36	14
	都外	0	0		
	全体	**18**	**7**		
社会福祉法人	都内	60	28	86	35
	都外	5	13		
	全体	**65**	**25**		
行政、公社･事業団、財団法人、社団法人	都内	13	6	32	13
	都外	3	8		
	全体	**16**	**6**		
企業･事業者	都内	6	3	7	3
	都外	1	3		
	全体	**7**	**3**		
その他	都内	4	2	4	2
	都外	0	0		
	全体	**4**	**2**		
不明･無回答	都内	3	1		
	都外	2	3		
	全体	**5**	**2**		
合計	都内	219	100	249	100
	都外	42	100		
	全体	**261**	**100**		

本報告書では、回答を得た団体の中から、食事サービス関係事業の設置等でサービスを実施していない団体を除き、都内の 219 団体と都外の 42 団体、およびそれらが実施している事業（それらの団体か

らの回答事業に関しては１－５を参照）を分析対象とする。ただしワーカーズ・コレクティブは固有の法人格をもたいないため、法人格については現状の形態で再分類した。都内の特定非営利活動法人のうちの３団体、都内のその他のうちの１団体（企業組合）、都外の任意団体のうちの１団体がワーカーズ・コレクティブである。

分析にあたって、社会福祉協議会は他の社会福祉法人と区別して分類した。行政、公社・事業団および財団法人と社団法人については、まとめて「行政等」とした。都内の個人 3 名、および 2000 年度調査の個人３名と共同作業所１団体は、今回は「その他」とした。

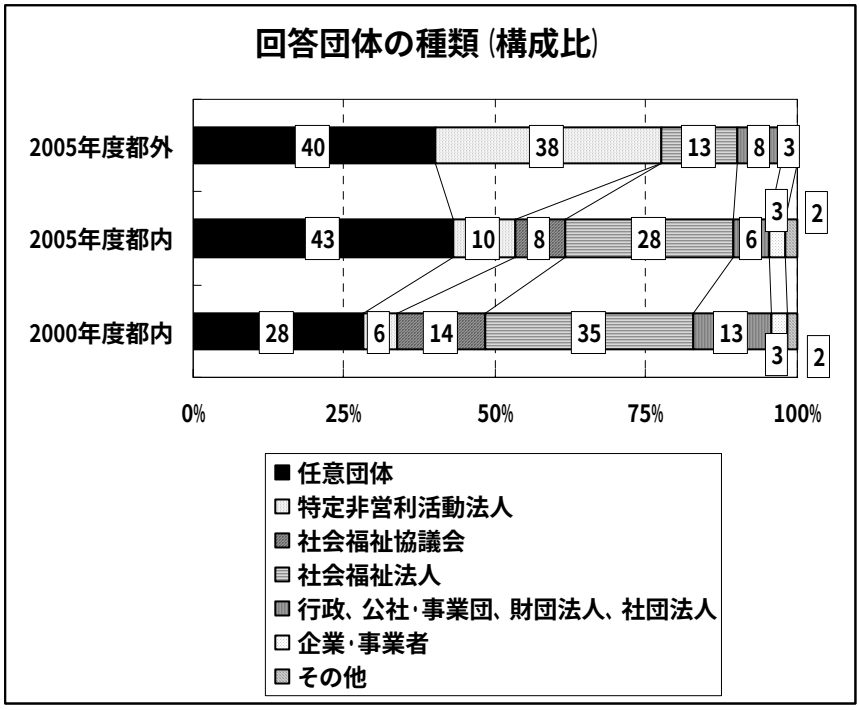

注：グラフは、不明・無回答を除く。

団体種類別の構成比をみると、都内では、多い順に、任意団体（43%）、社会福祉法人（28%）、ＮＰＯ法人（10%）となっている。2000 年度の調査と比べると、実態を反映しているかどうかは今後の検証課題であるが、任意団体（28%→43%）と特定非営利活動法人（以下、NPO 法人）（6%→10%）がそれぞれ増えている一方で、社会福祉法人（35%→28%）からの回答の減少が目立つ。

都外の回答団体は、任意団体は 40%と都内の回答団体と同様の割合であるが、NPO 法人が 38%と大きな比重をしめている一方で、社会福祉法人の割合が小さく（13%）、さらに社会福祉協議会が含まれていない。この構成は、都外の対象団体が全国老人給食協力会の加盟団体であるためである。この点で、都内と都外のそれぞれの結果を単純に比較することはできないが、参考として２つの数字を並記することとする。

１－２　回答団体の設立年

都内の回答団体は、1980 年代までに設立された団体が 47%であるのに対して、1990 年代以降に 53%が設立されており、1990 年代以降に大きな広がりをみせている。団体種類別にみると、NPO 法人で広がりが目立ち、1995 年以降に設立された団体だけで 64%を占めている。

都外の回答団体は、1990 年代以降に設立された団体が 78%を占め、都内よりも新しい団体の比重が高い。団体種類別にみると、NPO 法人の 40%が 2000 年以降に設立されている。

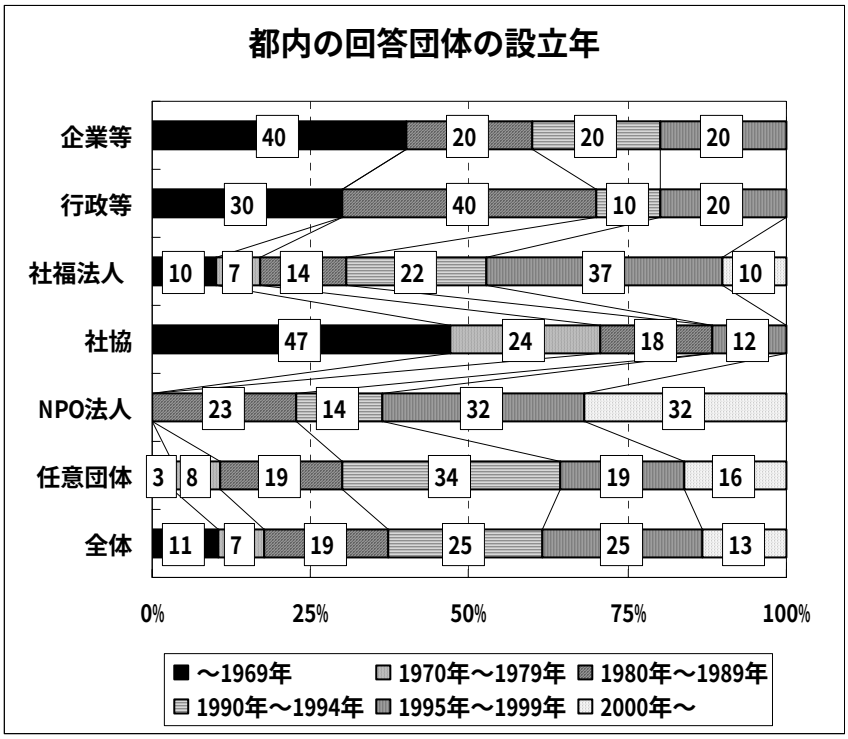

注：有効回答団体は、設立年が不明・無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 93 団体、NPO 法人 22 団体、社会福祉協議会 17 団体、社会福祉法人 59 団体、行政等 10 団体、企業等 5 団体、その他 4 団体、合計（全体）210 団体である。図では「その他」を省略した（以下、同様）。

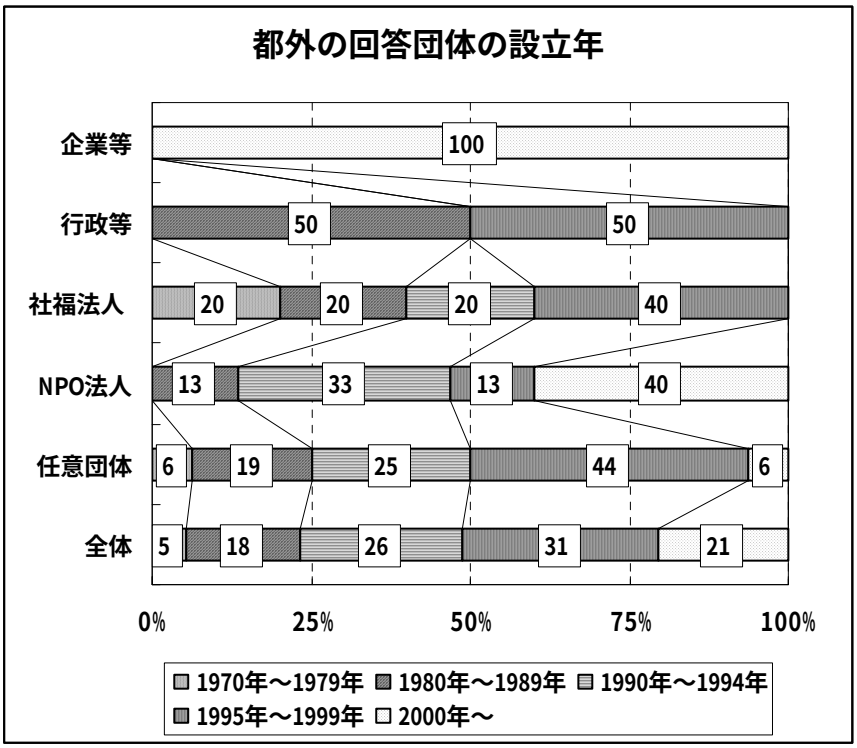

注：有効回答団体は、設立年が不明・無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 16 団体、NPO 法人 15 団体、社会福祉法人 5 団体、行政等 2 団体、企業等 1 団体、合計（全体）39 団体である。

1－3　食事サービスの実施団体数と開始年

本調査では、食事サービスの主なものとして、配食サービス、会食サービス、ミニディサービス、高齢者向け料理教室、栄養知識の普及活動の５つをあげて、その実施状況をたずねた。

(1) 配食サービスの実施団体数と開始年

回答団体のうち、配食サービスを現在実施している団体と過去に実施していた団体は、都内では 154 団体（71%）で、都外では 39 団体（98%）である。そのうち都内では 12 団体、都外では 5 団体が、現在では配食サービスを中止している。

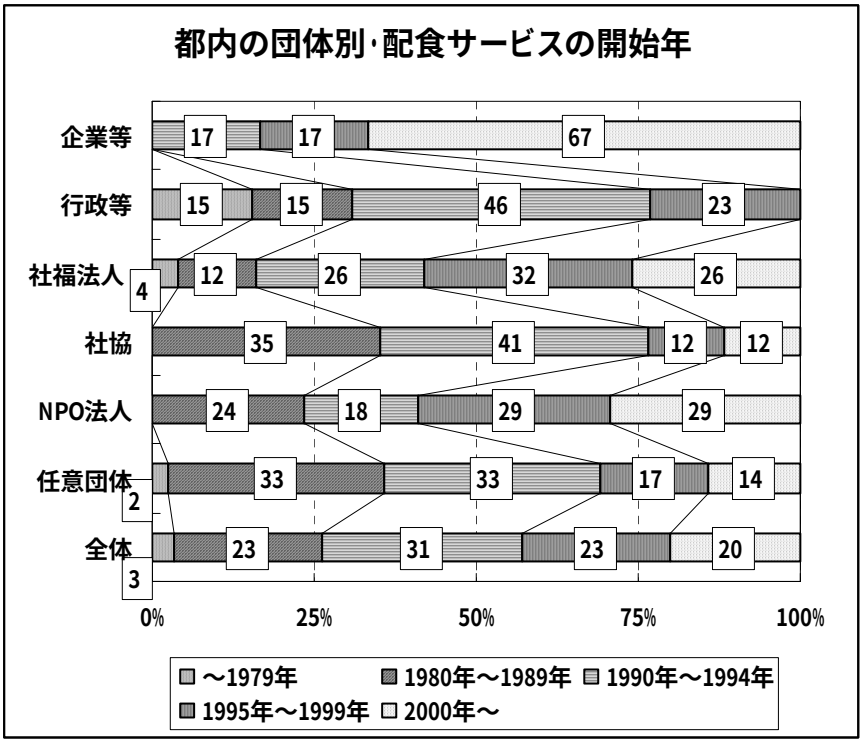

注：有効回答団体は、サービス開始年が不明･無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 42 団体、NPO 法人 17 団体、社会福祉協議会 17 団体、社会福祉法人 50 団体、行政等 13 団体、企業等 6 団体、その他 4 団体、合計（全体）149 団体である。

都内の配食サービスの開始年をみると、1990 年代以降が約４分の３（74%）をしめており、1990 年代以降に急速に広がってきたことがわかる。この背景の一つとして、1992 年に配食サービスが国庫補助事業に位置づけられたことがあると考えられる。また、後述の都外と比べると 1980 年代の比重が大きいが、特に任意団体や NPO 法人による配食サービスの開始に関しては、1988 年から（財）東京都社会福祉振興財団による地域福祉振興事業が背景にある。

団体別にみると、1989 年以前の開始をみると、任意団体（35%）、社会福祉協議会（35%）、企業等（34%）、行政等（30%）の割合が比較的高く、早い段階で配食サービスを開始したといえる。社会福祉協議会と行政等は、特に 1990 年代に開始した団体の割合が高い。社会福祉法人と NPO 法人は、1990 年代以降の比重が高く、特に 1995 年以降に約６割の事業が開始されている。回答団体数は少ないので数値には注意が必要だが、企業等は 2000 年以降の開始が 67%と近年の展開が顕著である。

都外の配食サービスの開始年では、全体では 1990 年代以降の開始が９割近く（87%）をしめ、都内よりも新しい事業の比重が高い傾向にある。

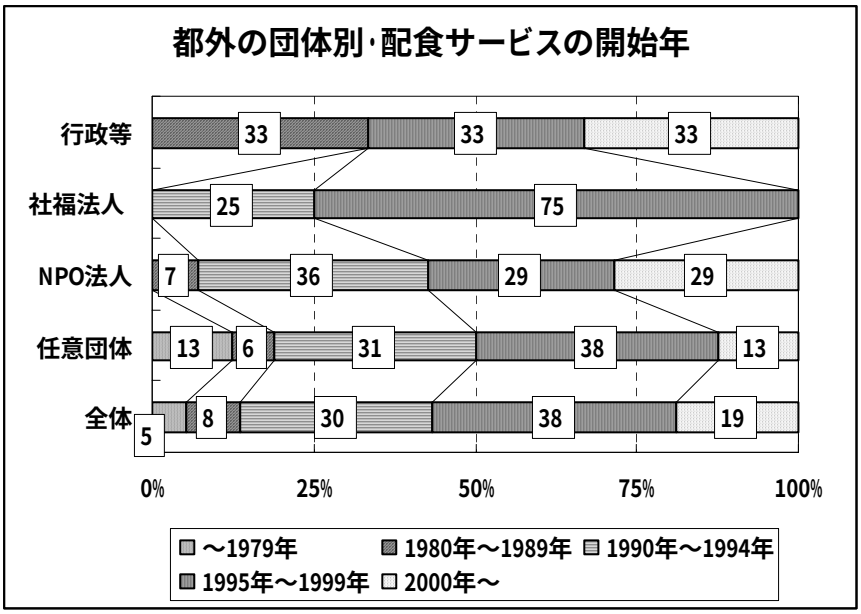

注：有効回答団体は、サービス開始年が不明･無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 16 団体、NPO 法人 14 団体、社会福祉法人 4 団体、行政等 3 団体、合計（全体）37 団体である。

（2）会食サービスの実施団体数と開始年

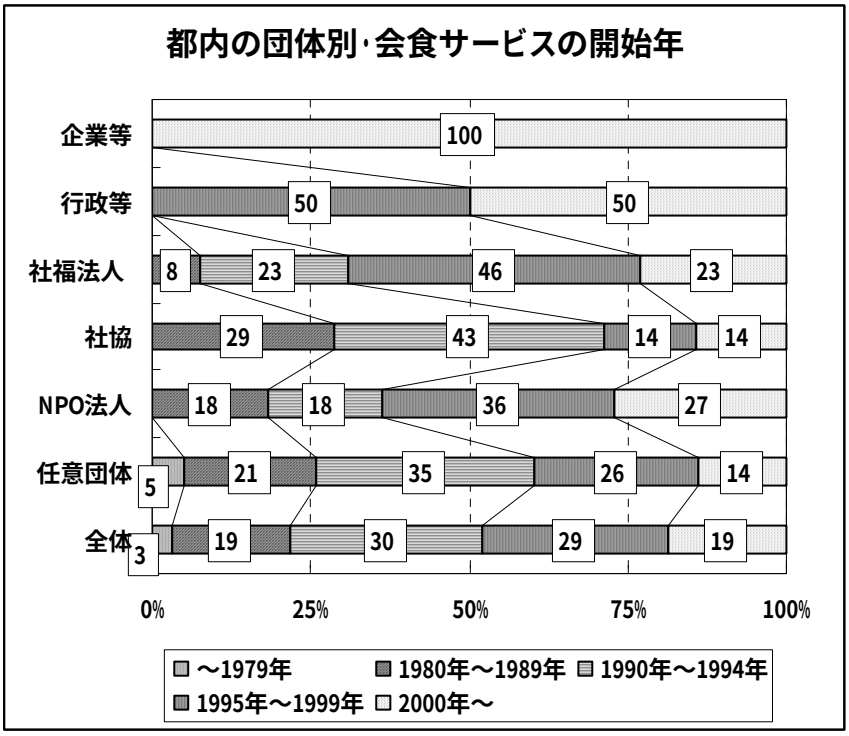

注：有効回答団体は、サービス開始年が不明･無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 58 団体、NPO 法人 11 団体、社会福祉協議会 7 団体、社会福祉法人 13 団体、行政等 2 団体、企業等1団体で合計（全体）92 団体である。

回答団体のうち、会食サービスを現在実施している団体と過去に実施していた団体は、都内では 96 団体（44%）で、都外では 17 団体（43%）である。そのうち都内では 13 団体、都外では２団体が、現在では会食サービスを中止している。

都内の会食サービスの開始は、1990 年代以降がほとんどであり、1995 年以降でも約半数（48%）をしめている。団体種類別では、社会福祉協議会（29%）、任意団体（26%）では 1980 年代以前からの開始がやや多い。特に任意団体には 1970 年代以前から開始したものが３団体含まれており、先駆的な役割を果たしてきたことがうかがえる。他方、NPO 法人と社会福祉法人では、1990 年代以降の団体の割合がやや高く、2000 年以降に会食サービスを開始した団体も比較的多く含まれている。

都外の会食サービスは、1970 年代以前の開始が含まれていないものの、1980 年代の開始が 31%をしめている一方で、2000 年以降の開始も同様に 31%をしめ、比較的古くからのサービスと新しく始められたサービスとに分極化している傾向にある。団体種類別では、任意団体の 43%が 1980 年代に開始しているのに対して、NPO 法人では 38%が 2000 年以降となっており、対照的な展開となっている。

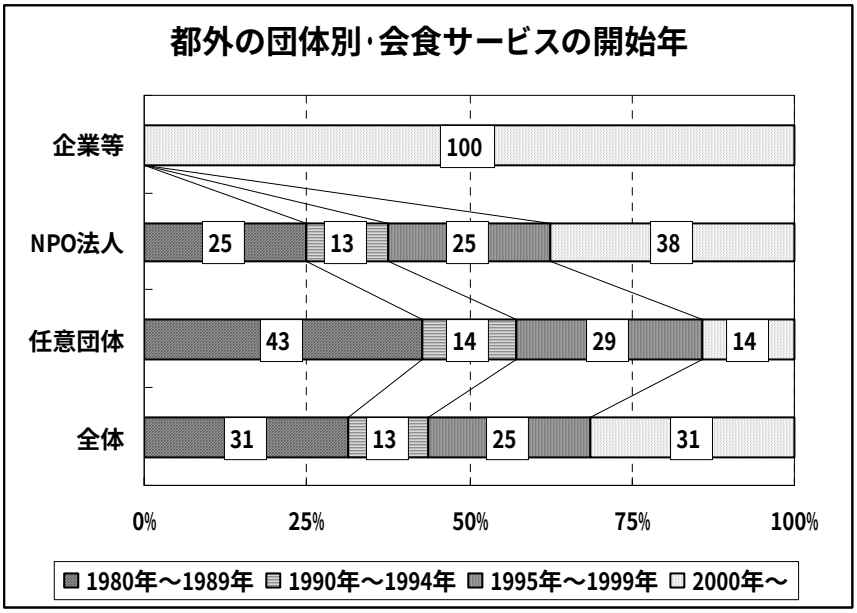

注：有効回答団体は、サービス開始年が不明･無回答の団体を除き、以下の通りである。任意団体 7 団体、NPO 法人 8 団体、企業等 1 団体、合計（全体）16 団体である。

（3）ミニディサービスの実施団体数と開始年

回答団体のうち、ミニディサービスを現在実施している団体と過去に実施していた団体は、都内では 30 団体（13%）で、都外では 8 団体（20%）である。そのうち都内では 4 団体、都外では３団体が、現在ではミニディサービスを中止している。

サービス開始年が不明・無回答の団体を除く都内 29 団体の内訳は、任意団体 11 団体、NPO 法人 11 団体、社会福祉法人５団体、社会福祉協議会１団体、行政等１団体となっている。これらのうち１団体のもの以外のサービス開始年をみると、任意団体では、1990 年～1994 年の 46%と先駆的な役割を伺わせるとともに、2000 年以降も 36%と比較的多くなっている。NPO 法人は 1995 年～1999 年までが 73%をしめ、残りの 27%が 2000 年以降の開始である。社会福祉法人は 80%が 2000 年以降の開始となっている。

都外の回答団体の内訳は、NPO 法人５団体、任意団体３団体である。いずれも 1990 年代後半以降の開始であり、それぞれ 2000 年以降の開始が多い。

(4) ミニディサービスの実施団体数と開始年

回答団体のうち、高齢者向け料理教室を現在実施している団体と過去に実施していた団体は、都内では 26 団体（12%）で、都外では 4 団体（10%）である。そのうち都内の５団体が現在では高齢者向け料理教室を中止している。

サービス開始年が不明・無回答の団体を除く都内 24 団体の内訳は、任意団体 10 団体、NPO 法人 6 団体、行政等 4 団体、社会福祉法人３団体、企業等１団体である。任意団体には 1979 年以前からの取り組みも含まれる。1980 年代後半から、NPO 法人、社会福祉法人、行政等による取り組みが開始されている。

都外の４団体の内訳は、NPO 法人２団体、任意団体と社会福祉法人がそれぞれ１団体である。

(5) 栄養指導の実施団体数と開始年

回答団体のうち、栄養指導を現在実施している団体と過去に実施していた団体は、都内では 14 団体（7%）で、都外では 4 団体（10%）にとどまった。そのうち都内で１団体が栄養指導を中止している。

都内の 14 団体の内訳は、任意団体と NPO 法人がそれぞれ４団体、社会福祉法人３団体、社会福祉協議会・行政等・企業等がそれぞれ１団体である。任意団体には 1980 年代前半からの取り組みが含まれる。NPO 法人はすべて 1990 年代後半以降の取り組みである。

都外の４団体の内訳は、NPO 法人２団体、任意団体と社会福祉法人がそれぞれ１団体である。

1－4　食事サービス実施団体のタイプ

続いて、食事サービスの実施団体が、いずれか一つの事業のみを実施しているのか、それとも複数の事業を実施しているのか、をみる。

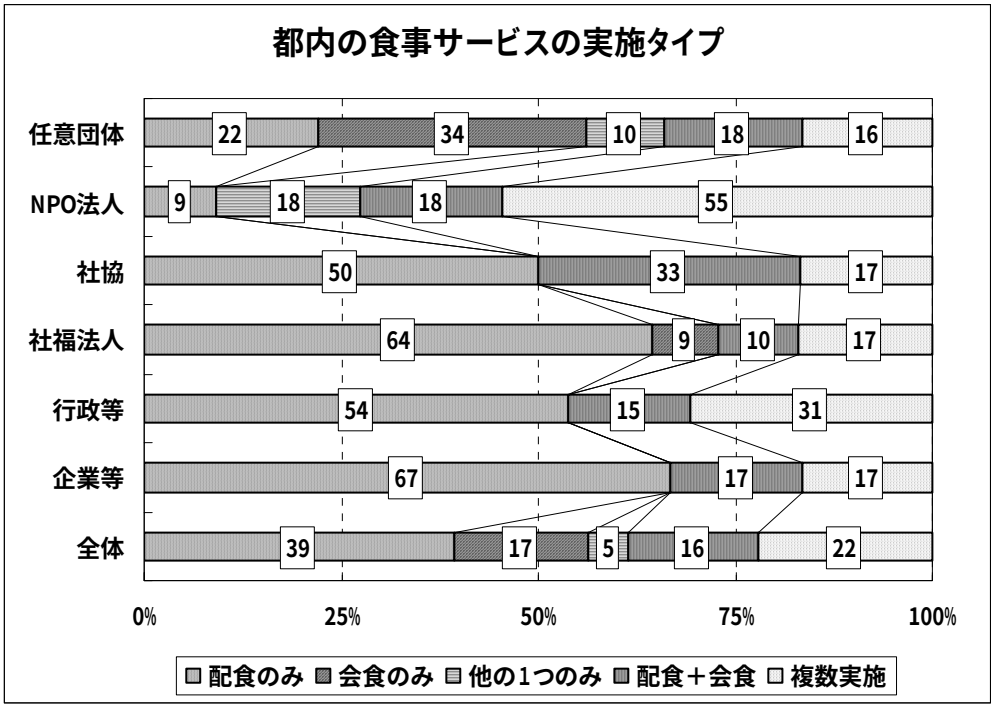

注：有効回答団体は、不明・無回答の団体を除き以下の通りである。任意団体 91 団体、NPO 法人 22 団体、社会福祉協議会 18 団体、社会福祉法人 59 団体、行政等 13 団体、企業等 6 団体、その他 2 団体で合計（全体）213 団体である。

都内の団体全体では、いずれか一つの食事サービスのみを実施している団体は約６割（61%）で、複数のサービスを実施している団体が残りの約４割（38%）である。単一事業タイプでは、配食サービスのみが 39%、会食サービスのみが 17%である。複数事業タイプのなかでもっとも多いものは、「配食サービス＋会食サービス」（16%）で、他に「配食サービス＋会食以外の食事サービス」タイプ（9%）、「配食サービス＋会食サービス＋その他の食事サービス」タイプ（９%）が含まれる。団体種類別にみると、社会福祉法人（73%）、企業等（67%）、任意団体（66%）では、単一事業タイプの割合が高い。反対にＮＰＯ法人では 73%が複数の食事サービスを実施している。また、NPO 法人の単一事業の「他の一つ」（18%）はミニディサービスであり、会食サービスからの移行がうかがえる。

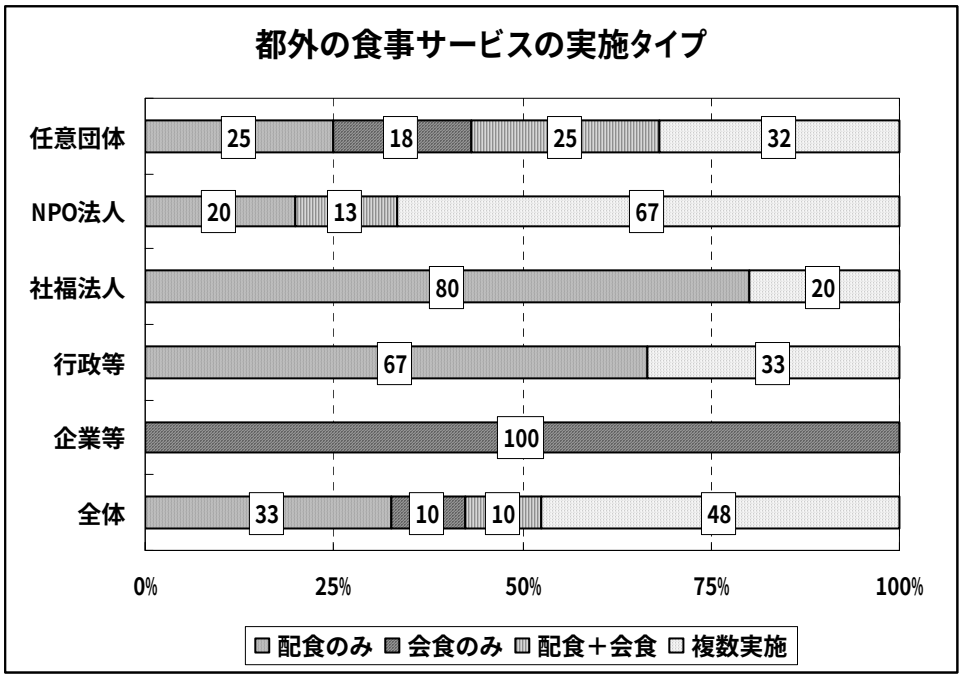

注：有効回答団体は、不明・無回答の団体を除き以下の通りである。任意団体 16 団体、NPO 法人 15 団体、社会福祉法人 5 団体、行政等 3 団体、企業等 1 団体、合計（全体）40 団体である。

都外の団体全体では、いずれか一つの食事サービスのみを実施している団体が 43%、残りが複数の食事サービスを実施している団体であり、都内と比率が逆転している。単一事業タイプでは、配食サービスのみが 33%、会食サービスのみが 10%である。都外では、複数事業タイプのうちもっとも多いものは、「配食サービス＋その他の食事サービス」で 25%、続いて「配食サービス＋会食サービス＋その他の食事サービス」が 18%であり、「配食サービス＋会食サービス」は 10%にとどまる。

団体種類別にみると、社会福祉法人（80%）、行政等（67%）で単一事業タイプの割合が高い。反対に、都内と同様に複数事業タイプの割合がもっとも高いのはＮＰＯ法人（80%）であり、任意団体は都内よりも複数事業タイプの割合が高く約６割（58%）である。

1－5　食事サービス以外に実施している福祉サービス

食事サービス以外の福祉サービスとして、介護保険によるディサービス、訪問看護、訪問介護および介護保険以外のホームヘルプ・サービス、移送サービス、その他のサービスについて実施状況をたずねた。

まず、いずれかの食事サービスを実施しているが、福祉関係のサービスをまったく実施していない団体は、都内では 189 団体（35%）、都外では 34 団体（39%）である。福祉サービスを実施していない団体の割合を団体種類別についてみると、都内では、任意団体（68%）と企業等（67%）が高く、行政等では 33%、NPO 法人では 10%、社会福祉法人では４%、社会福祉協議会では０%である。都外でも任意団体が 71%と高く、NPO 法人が 23%、その他は０%である。ＮＰＯ法人、社会福祉法人、社会福祉協議会では、ほとんどの団体で食事サービスの他にも福祉サービスを実施している。

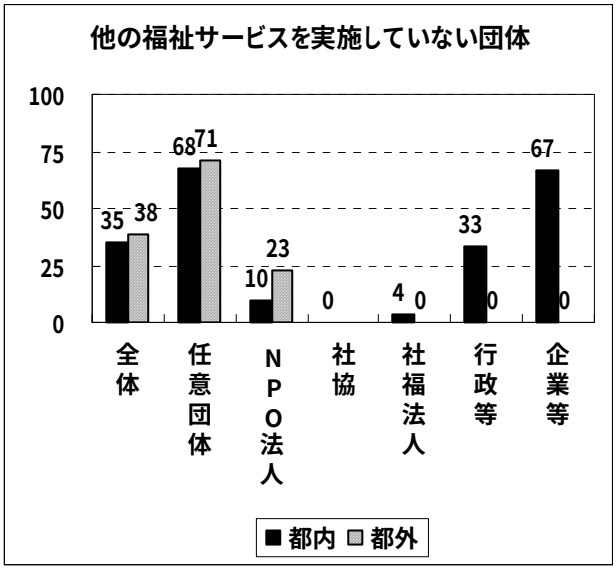

注：有効回答団体は、不明･無回答の団体を除き以下の通りである。都内は、任意団体 74 団体、NPO 法人 20 団体、社会福祉協議会 17 団体、社会福祉法人 56 団体、行政等 12 団体、企業等 6 団体、その他 4 団体、合計（全体）189 団体である。都外は任意団体 14 団体、NPO 法人 14 団体、社会福祉法人 4 団体、行政等 2 団体、企業等 1 団体、合計（全体）16 団体である。都外には社会福祉協議会は含まれない。

次に、食事サービス実施団体が実施している福祉サービスをみると、都内・都外とも介護保険によるディサービスを実施している団体が、それぞれ 38%と 24%ともっとも多い。都内では、続いて、介護保険による訪問介護（21%）、ホームヘルプ（17%）、移送サービス（12%）の順である。都外でも同様に、介護保険による訪問介護（18%）、ホームヘルプ（18%）、移送サービス（15%）の順である。訪問看護は、都内でもほとんど実施されておらず（2%）、都外の団体では実施されていない。

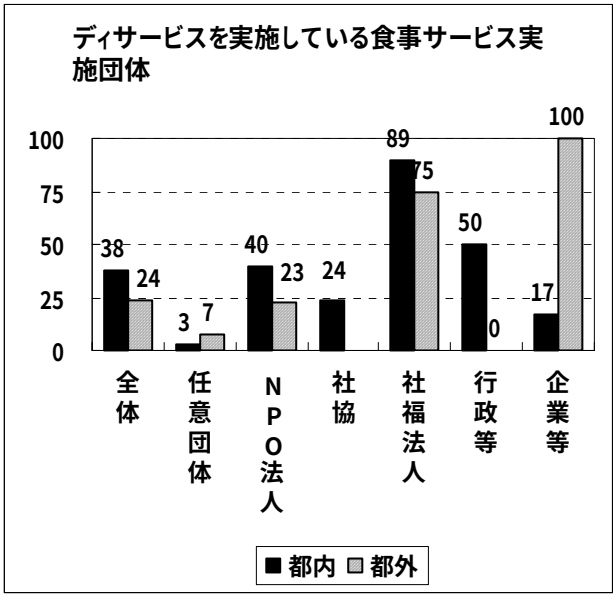

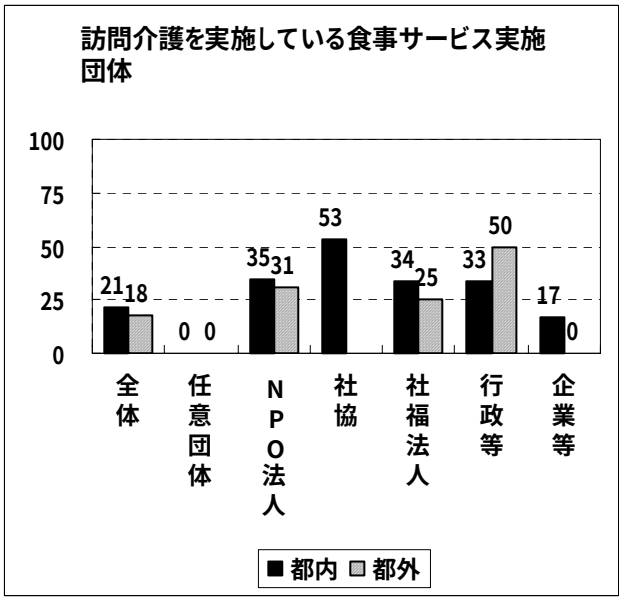

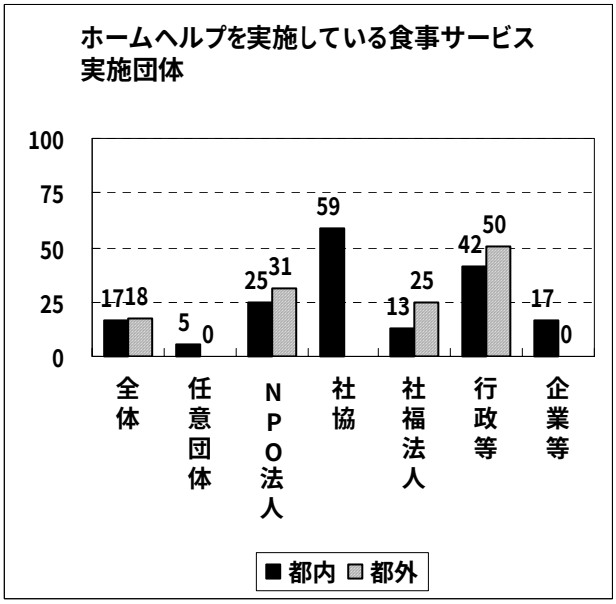

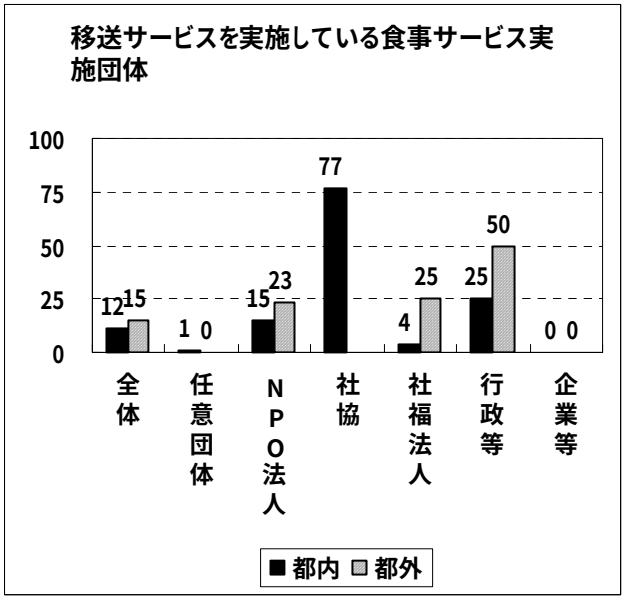

1－6 回答事業

本調査では、各団体に複数の回答用紙を配布し、実施している食事サービスの各事業について、別々の回答用紙に回答していただいた。その結果、1-1 でみたように回答団体数は都内 219 団体、都外 42 団体であるが、それらから得た回答事業数は、都内 249 事業、都外 62 事業となった。都内の内訳は、多い順に、任意団体 99 事業（40%）、続いて社会福祉法人 70 事業（28%）、ＮＰＯ法人 29 事業（12%）、行政等 15 事業（６%）、企業等とその他がそれぞれ７事業（３%）である。都外の内訳は、多い順に、任意団体 23 事業（37%）、ＮＰＯ法人 20 事業（32%）、社会福祉法人 13 事業（21%）、行政等３事業（５%）、企業等２事業（３%）である。

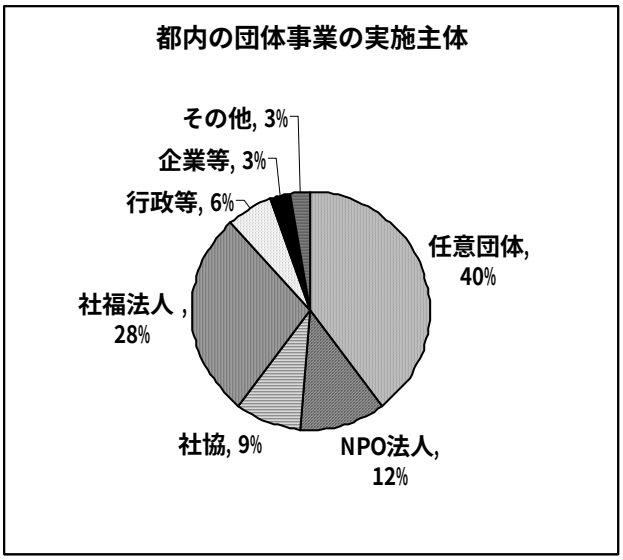

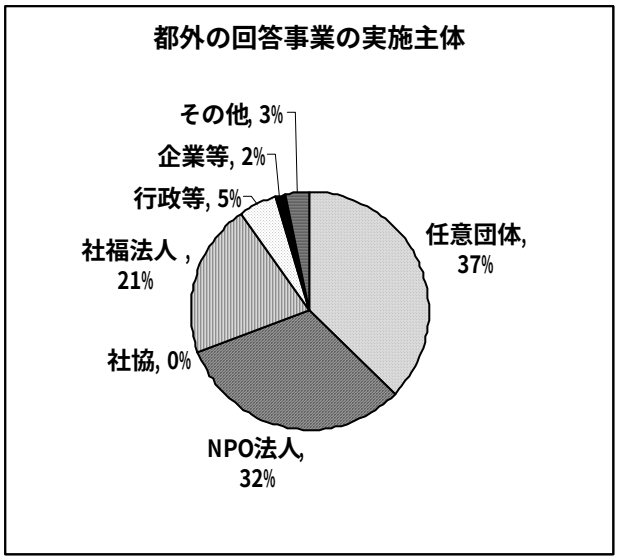

回答事業の種類について都内の団体は、配食サービスが 56%、会食サービスが 27%、ミニディサービスが６%、高齢者向け料理教室と栄養指導がそれぞれ１%、その他が７%である。団体種類別の特徴としては、任意団体で会食サービスの回答の割合が大きく 50%をしめ、ＮＰＯ法人でミニディサービスの回答が 24%をしめている点があげられる。

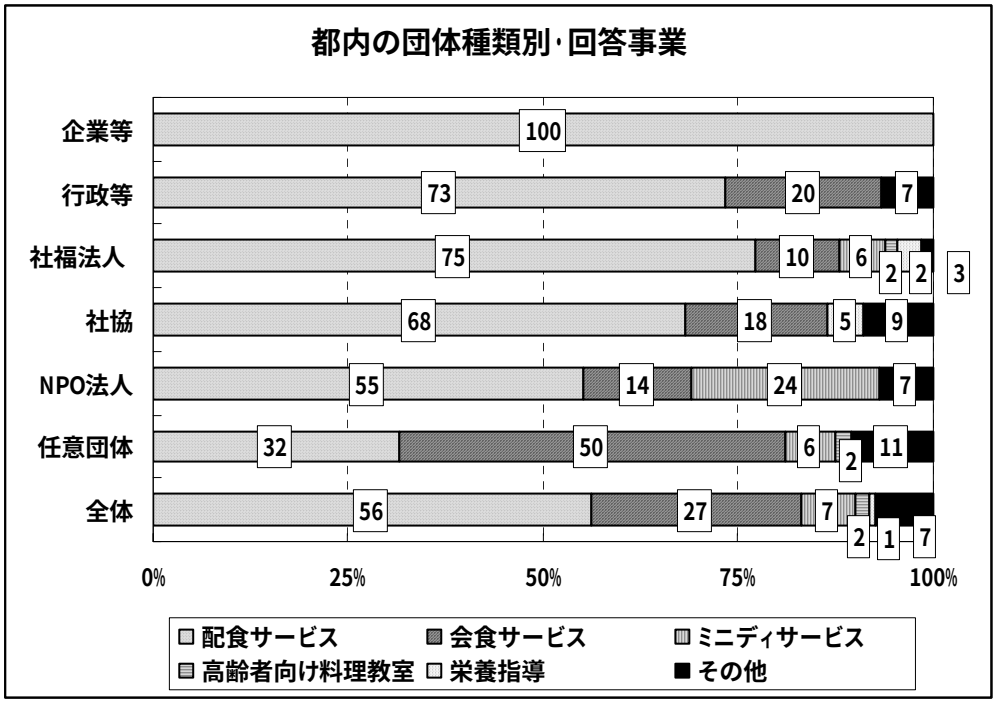

注：有効回答事業数は、実施主体が不明･無回答の団体を除き以下の通りである。任意団体 95 事業、NPO 法人 29 事業、社会福祉協議会 22 事業、社会福祉法人 68 事業、行政等 15 事業、企業等 7 事業、その他 6 事業、合計（全体）242 事業である。

都外の団体は、配食サービスが 66%、会食サービスが 15%、ミニディサービスが８%、高齢者向け料理教室と栄養指導がそれぞれ２%、その他が５%である。

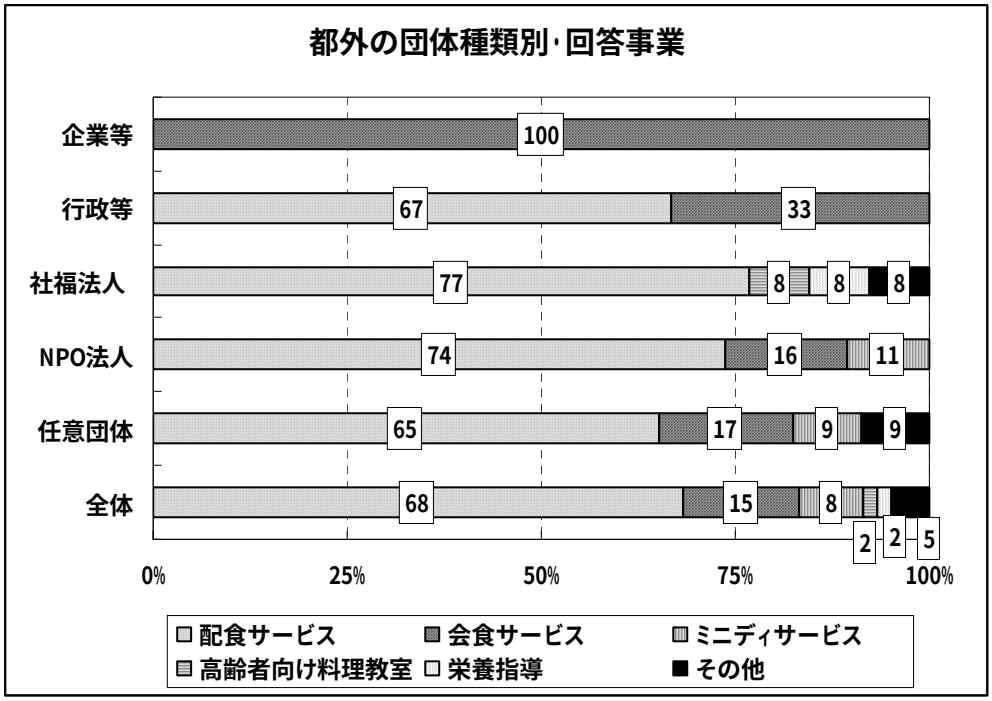

注：有効回答事業数は、実施主体が不明･無回答の団体を除き以下の通りである。任意団体 23 事業、NPO 法人 19 事業、社会福祉法人 13 事業、行政等 3 事業、企業等 1 事業、合計（全体）60 事業である。

2 食事サービスの実施状況

2－1 食事サービスの実施頻度

食事サービスの実施頻度は、全体では都外が週 2.6 回、都外が 3.6 回である。団体種類別にみると、都外・都内とも実施頻度がもっとも高いのは企業で、都内が 5.7 回、都外が 7.0 回（ただし有効回答は１事業）である。続いて、社会福祉法人（都内 4.1 回、都外 4.5 回）、NPO 法人（都内 3.7 回、都外 3.9 回）、行政等（都内 3.9 回、都外 3.0 回）である。任意団体は、都内の事業頻度が 0.9 回と低いが、都外では 3.0 回である。

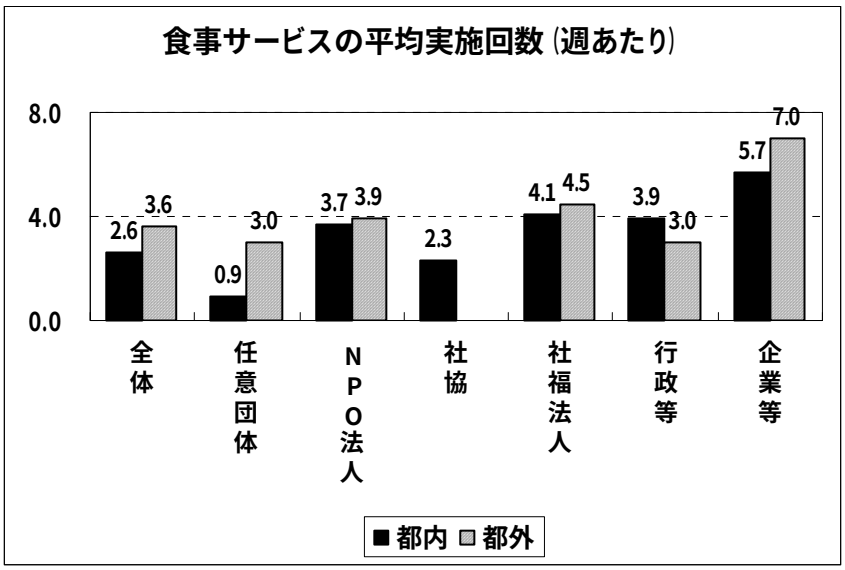

注：有効回答は、事業頻度が不明の事業を除き以下の通りである。都内は、任意団体 98 事業、NPO 法人 27 事業、団体、社会福祉協議会 21 事業、社会福祉法人 66 事業、行政等 14 事業、企業等 7 事業、その他 7 事業、合計（全体）240 事業。都外は、任意団体 23 事業、NPO 法人 18 事業、社会福祉法人 13 事業、行政等 3 事業、企業等 1 事業、その他 2 事業、合計（全体）60 事業。

事業の実施頻度の分布をみると、都内では、週１回未満が 32%と、頻度の小さな団体が三分の一をしめている。団体種類別にみると、任意団体で週１回未満の事業が 56%と過半数をしめる。社会福祉協議会でも、週１回未満（24%）と週１回以上３回未満（43%）の割合が高く、頻度の低い事業の割合が高い傾向にある。他方、週５回以上（週７回以上を含む）をみると、企業等が 86%、社会福祉法人と NPO 法人が 56%と頻度が高い傾向にある。週７回以上の事業は、企業（57%）と行政等（29%）で割合が高い傾向にある。

都外の団体の実施頻度の分布は、都内と比べると週１回未満の割合が 20%と低い。団体種類別にみると、任意団体が他の団体と比べて事業頻度が低い傾向にあるが、週３回以上の事業が 57%をしめており、都内の任意団他と比べると事業頻度が高い傾向にある。企業（ただし有効回答が１事業）と社会福祉法人で頻度の高い事業の比重がきわめて大きい。

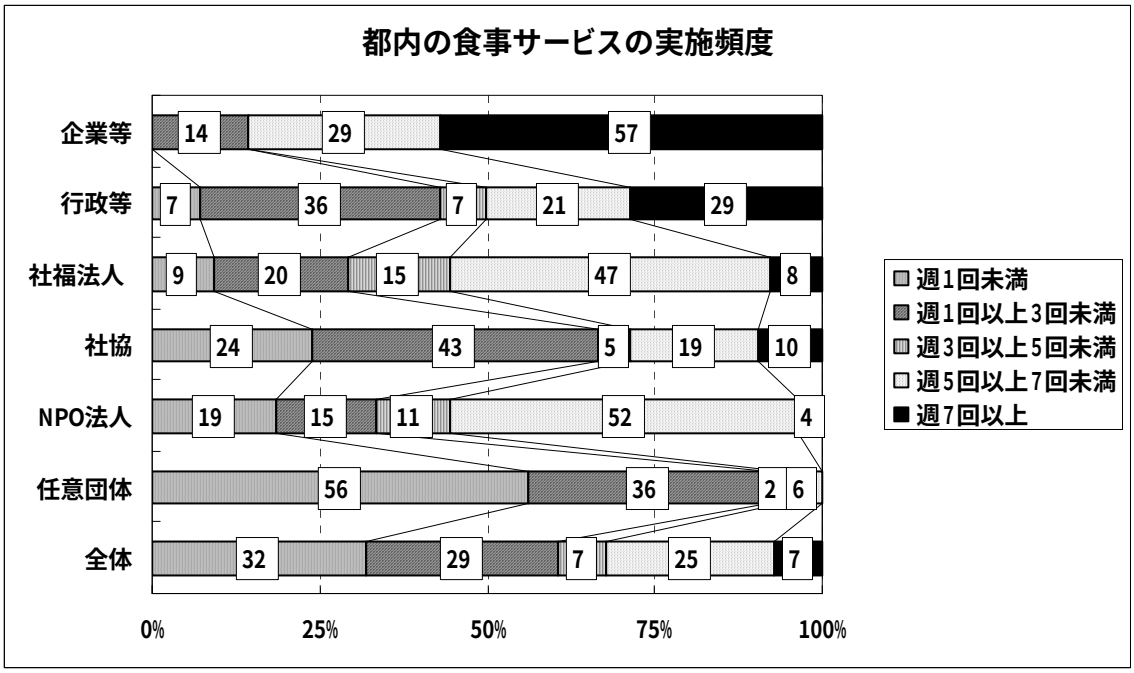

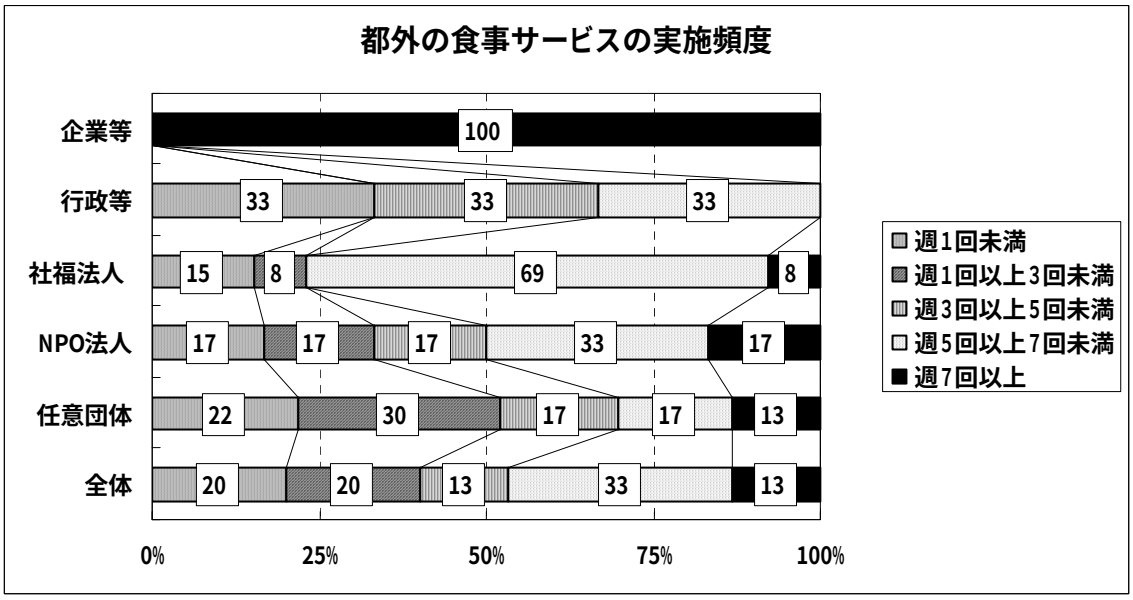

2－2　食事サービスの規模①1回あたりの食数

1回あたりの平均食数をみると、都内が 45 食、都外が 56 食である。団体種類別にみると、企業（都内）が 156 食と突出している。企業以外の団体のなかでは、社会福祉法人（都内 33 食、都外 38 食）、任意団体（都内 36 食、都外 57 食）が、やや少ない傾向にある。

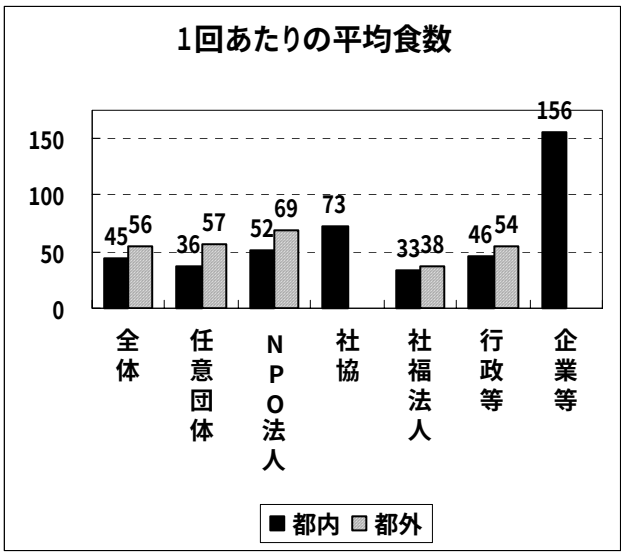

注：有効回答は、1回あたり食数が不明の事業を除き以下の通りである。都内は、任意団体 98 事業、NPO 法人 29 事業、社会福祉協議会 22 事業、社会福祉法人 62 事業、行政等 14 事業、企業等 7 事業、その他 7 事業、合計（全体）239 事業。都外は、任意団体 23 事業、NPO 法人 18 事業、社会福祉法人 10 事業、行政等 2 事業、その他 2 事業、合計（全体）55 事業。

１回あたりの食数の分布をみると、都内全体では、20 食以上 50 食未満が 46%をしめ、続いて 20 食未満（25%）、50 食以上 100 食未満（20%）の順である。100 以上は１割程度（９%）である。団体種類別にみると、任意団体では、20 食以上 50 食未満が 63%をしめ、50 食以上 100 食未満が 21%と、必ずしも食数の小さな団体が大きな比重をしめているわけではないことがわかる。むしろ、20 食未満が多いのは社会福祉法人（39%）であり、NPO 法人（31%）、行政等と企業等（29%）も 20 食未満の事業の割合がやや多い。100 食以上の事業は企業等が 57%と多く、続いて NPO 法人が 20%、社会福祉協議会が 18%、行政等が 14%である。

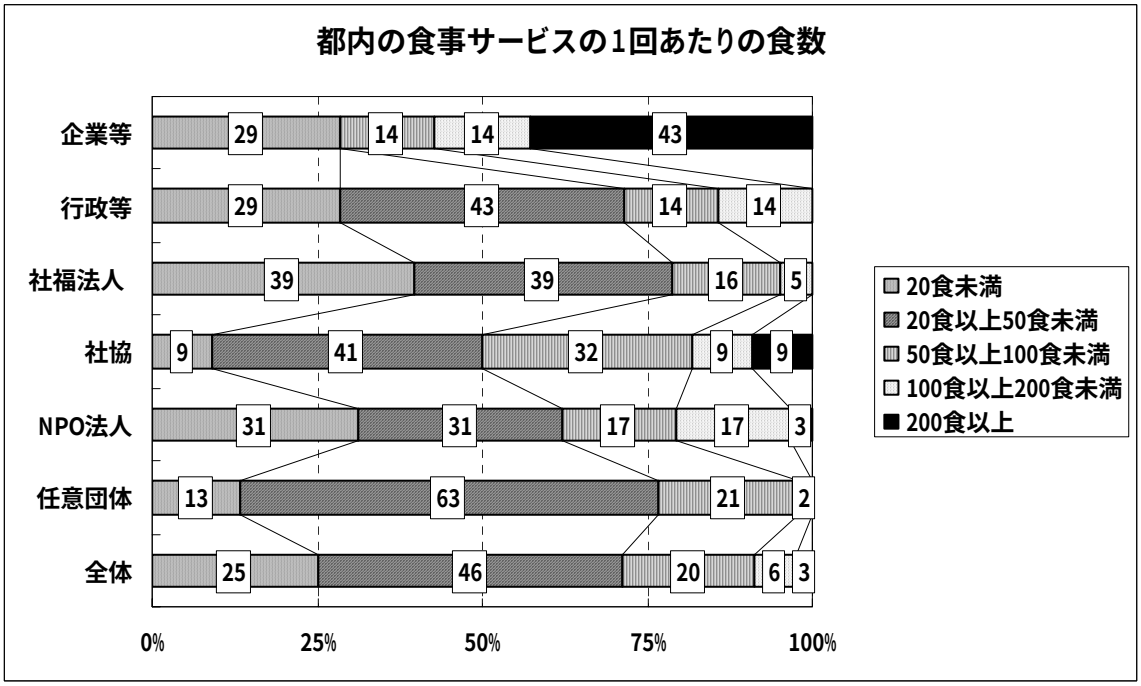

都外全体では、20 食未満は９％にとどまり、50 食以上 100 食未満が 46%をしめ、続いて 20 食以上 50 食未満が 33%である。団体種類別にみると、NPO 法人では３割近く（28%）が 100 食以上 200 食未満の事業となっており、都内よりもやや規模の大きな事業の割合が高い。

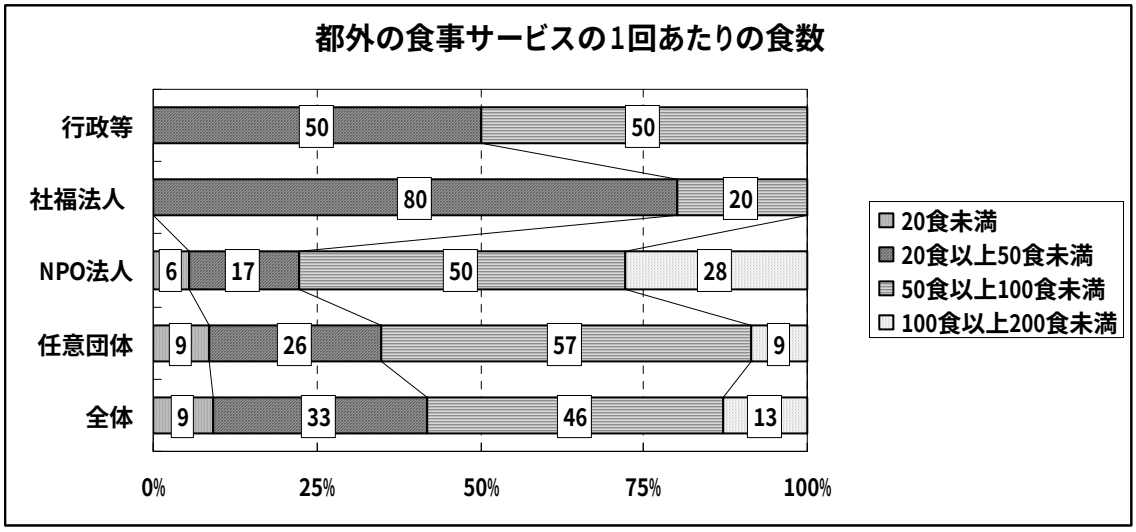

2－3　食事サービスの規模②登録者数

登録者数の平均をみると、都内は 87 人、都外は 91 人である。団体種類別では、都内の任意団体は、上述した１回あたりの食数とほとんど同じである点が特徴的である。任意団体（都外）、ＮＰＯ法人、社会福祉法人では、平均登録者数が１回あたりの平均食数の２倍程度までであるが、社会福祉協議会、行政等、企業等（都内）ではかなり上回っている。

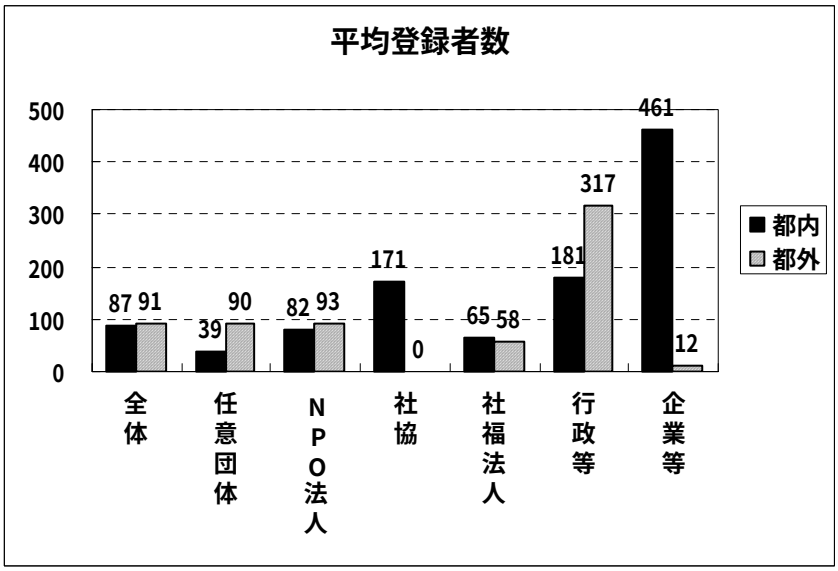

注：有効回答は、平均登録者数が不明の事業を除き以下の通りである。都内は、任意団体 95 事業、NPO 法人 28 事業、社会福祉協議会 22 事業、社会福祉法人 67 事業、行政等 15 事業、企業等 7 事業、その他 6 事業、合計（全体）240 事業。都外は、任意団体 23 事業、NPO 法人 18 事業、社会福祉法人 13 事業、行政等3事業、企業等1事業、その他2事業、合計（全体）60 事業。

平均登録者数の分布をみると、都内の全体では、20 人以上 50 人未満が約４割（39%）ともっとも多く、続いて 50 人以上 100 人未満（22%）、19 人未満（18%）である。団体種類別にみると、任意団体では 20 人以上 50 人未満が 61%をしめる。100 人以上についてみると、企業が突出しており、86%が 100 人以上、また 72%が 200 人以上である。続いて、行政等が 46%、社会福祉協議会が 45%である。

都外の全体では、50 人以上 100 人未満が約４割（38%）をしめる。社会福祉法人は、20 人以上 50 人未満が 46%をしめている。

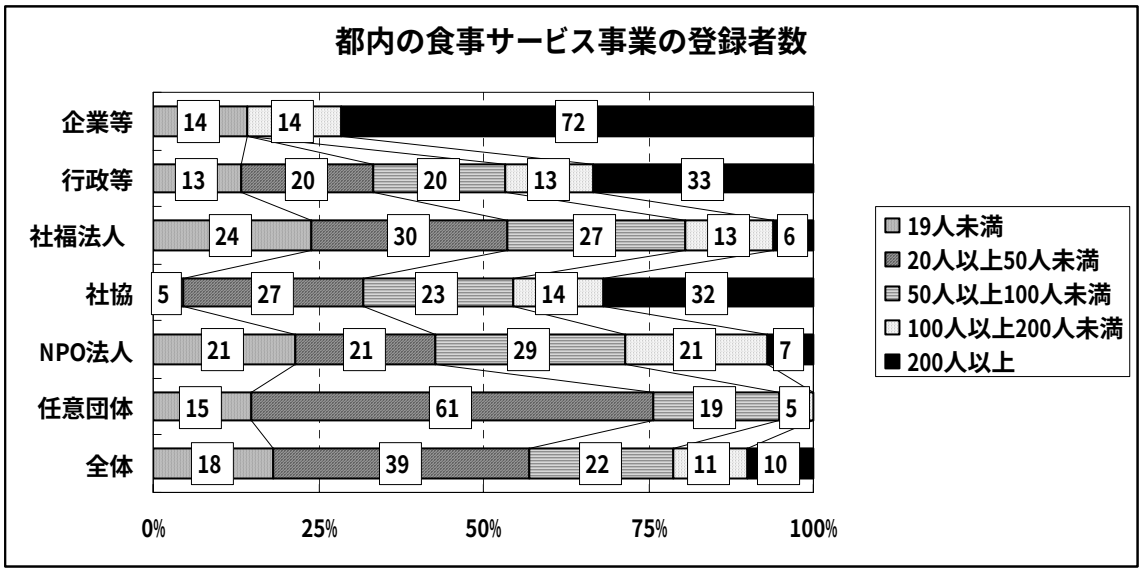

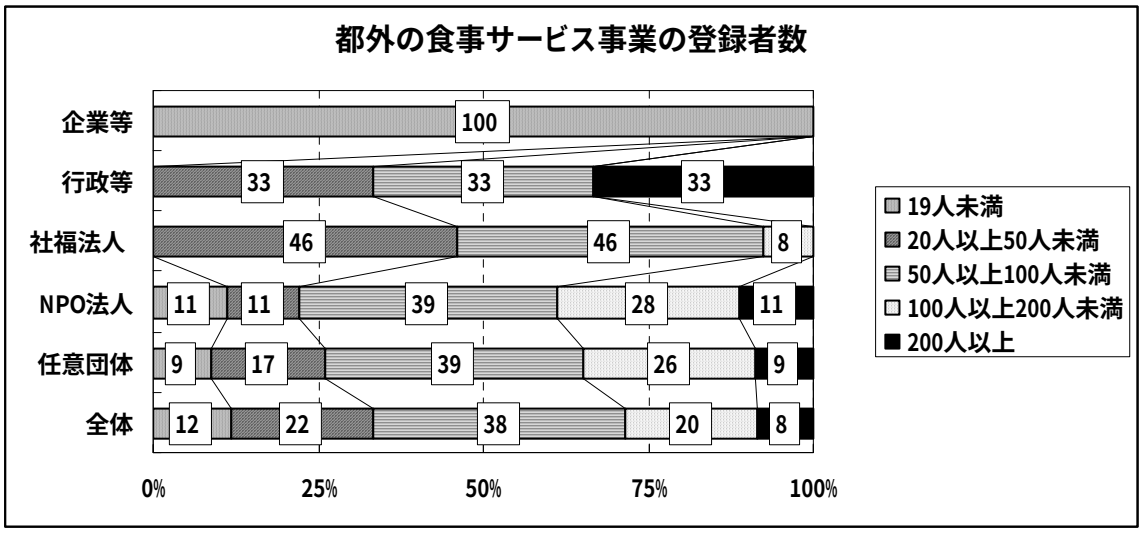

3 食事サービス事業への経済的支援

3－1 食事サービス事業への経済的支援者

食事サービス実施団体が経済的な支援をどこから、また、どのような内容で受けているかたずねた。支援者に関して、市区町村、社会福祉協議会、企業、財団から受けているかどうかたずねた結果、都内の事業では約９割（87%）、都外では７割（70%）の事業と、多くの事業がそれらのいずれかから経済的支援を受けていることがわかった。

支援者別にみると、市区町村からの経済的支援が、都内の事業では 71%、都外の事業では 55%と、もっとも多い。続いて社会福祉協議会からであるが、割合は小さくなり、都内では 27%、都外では 23%である。企業や財団から経済的支援を受けている事業はさらに少なく、企業からは、都内では４%、都外では 12%、財団からは、都内では３%、都外では 10%である。

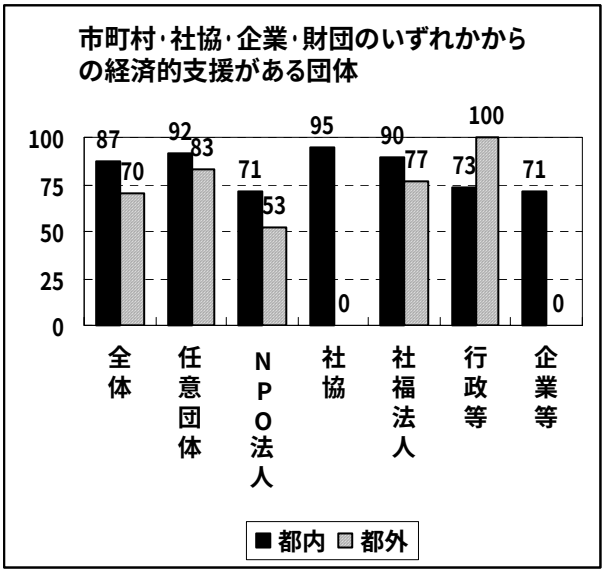

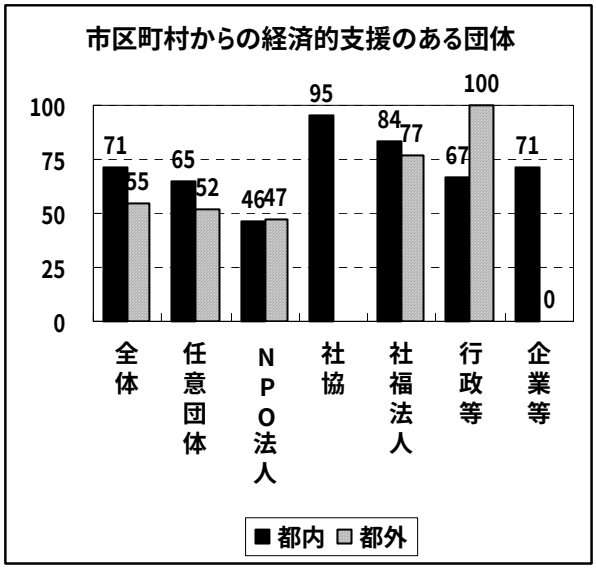

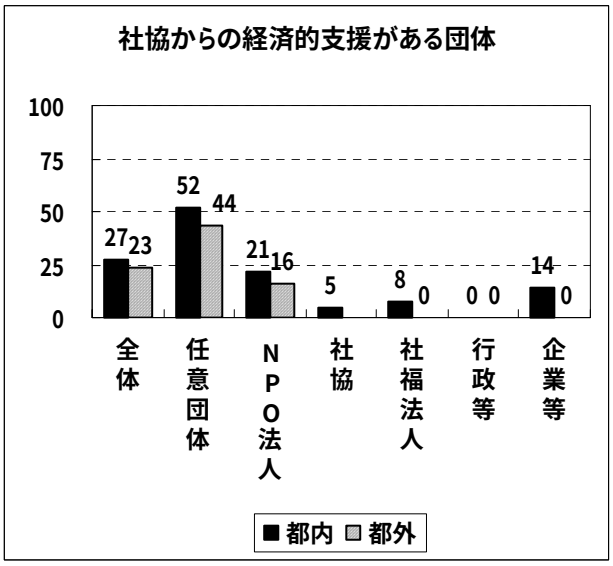

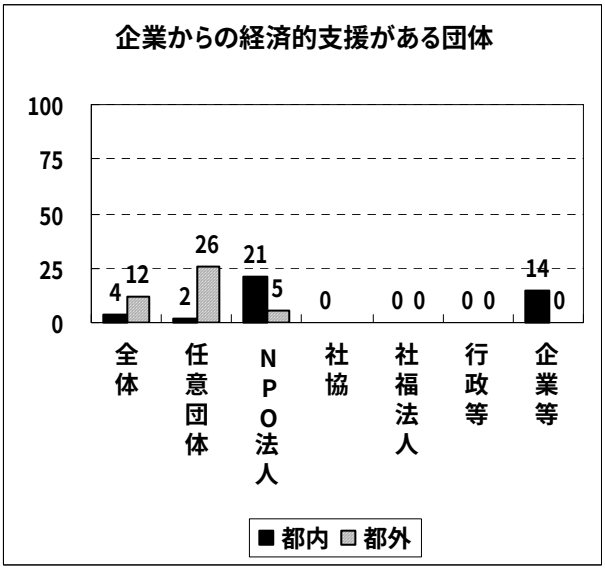

注：有効回答は、不明･無回答の事業を除き以下の通りである。都内は、任意団体 97 事業、NPO 法人 28 事業、社協 21 事業、社会福祉法人 67 事業、行政等 15 事業、企業等 7 事業、その他 6 事業、合計（全体）241 事業。都外は任意団体 23 事業、NPO 法人 19 事業、社福法人 13 事業、行政等 2 事業、企業等 1 事業、その他 2 事業、合計（全体）16 事業である。

事業の実施主体別にみると、NPO 法人では、いずれかからの経済的支援を受けている事業の割合が、都内で 71%、都外で 53%にとどまり、それぞれ他の実施団体と比べて低い傾向にある。

市区町村からの経済的支援を受けている事業の割合についても、ＮＰＯ法人の事業では都内が 46%、都外が 47%にとどまり、低い傾向にある。逆に市区町村からの経済的支援を受けている事業の割合が高いのは、社会福祉協議会、社会福祉法人、行政等、企業（都内）であり、上述の NPO 法人と任意団体は低い傾向にある。

社会福祉協議会からの経済的支援を受けている事業の割合は、任意団体で都内が 52%、都外が 44%と高い。ＮＰＯ法人も、任意団体ほどではないが、都内が 21%、都外が 16%の事業が経済的支援を受けている。

企業からの経済的支援を受けている団体は、都内のＮＰＯ法人（21%）と都外の任意団体（26%）が目立つ。

3－2 経済的支援の内容

経済的支援の内容については、拠点（施設）関係、食事の材料費関係、調理・配達等の活動費、事業運営の費用にわけてたずねた。いずれも割合は、支援を受けている事業を 100%とするものである。

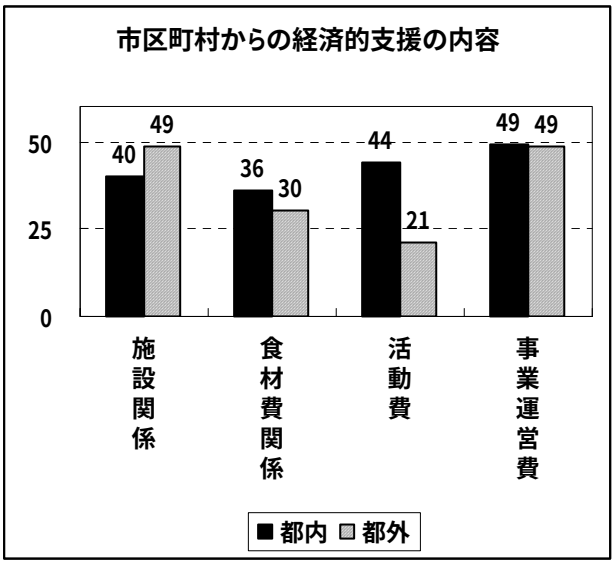

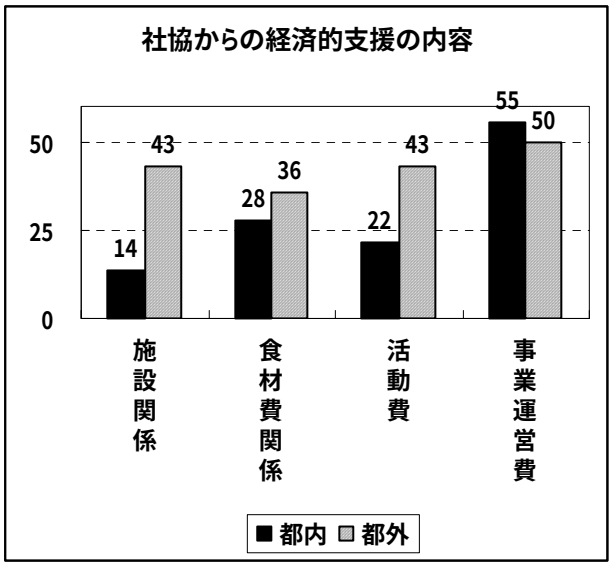

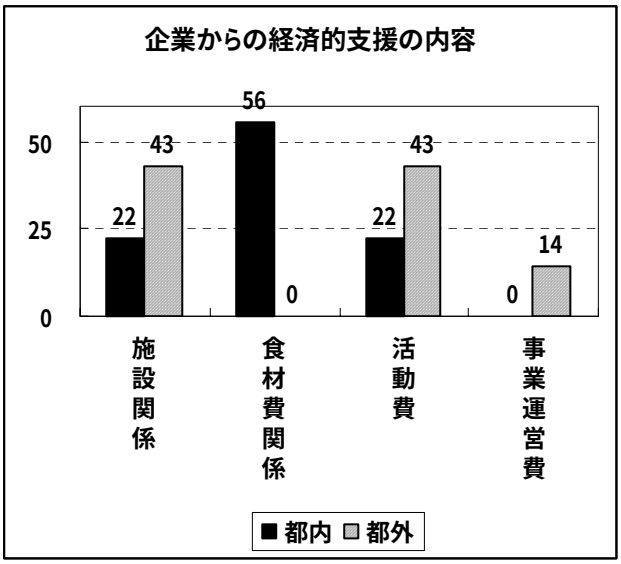

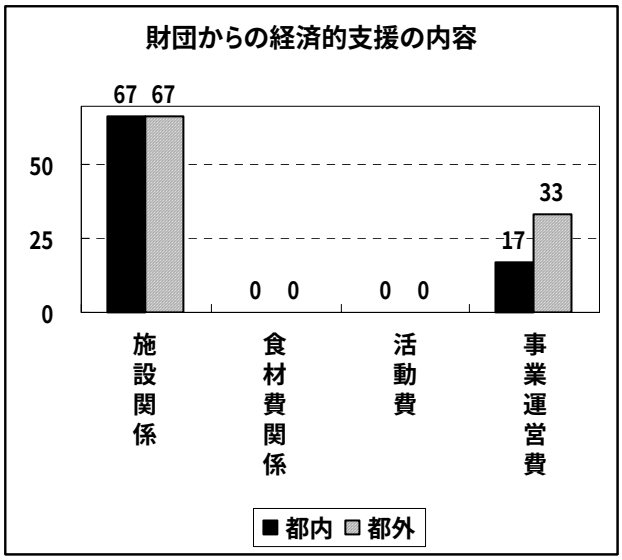

注：各図の有効回答は以下の通りである。「市区町村から」について、都内は、任意団体 63 事業、NPO 法人 13 事業、社会福祉協議会 20 事業、社会福祉法人 56 事業、行政等 10 事業、企業等5事業、その他5事業、合計（全体）171 事業、都外は任意団体 12 事業、NPO 法人 9 事業、社会福祉法人 10 事業、行政等1事業、その他1事業、合計（全体）33 団体である。「社協から」について、都内は、任意団体 50 事業、NPO 法人 6 事業、社会福祉協議会 1 事業、社会福祉法人 5 事業、企業等 1 事業、その他 2 事業、合計（全体）65 事業、都外は任意団体 10 事業、NPO 法人 3 事業、合計（全体）13 団体である。「企業から」について、都内は、任意団体 2 事業、NPO 法人 6 事業、企業等 1 事業、合計（全体）9 事業、都外は任意団体 6 事業、NPO 法人 1 事業、合計（全体）7 事業である。「財団から」について、都内は、任意団体 1 事業、NPO 法人 3 事業、社会福祉法人 1 事業、行政等 1 事業、合計（全体）6 事業、都外は任意団体 5 事業、NPO 法人 1 事業、合計（全体）6 事業である。

4 食事サービス事業の現在の担い手

4－1 担い手の概略

食事サービスの担い手について、全体では都内の 70%、都外の 72%の事業でボランティアが含まれている。団体種類別にみると、任意団体とＮＰＯ法人、社会福祉協議会で、ボランティアを含む事業を割合が高い（都外の企業等は有効回答が１事業）。

有償スタッフを含む事業の割合は、全体では都内が 34%、都外が 42%である。団体種類別では、企業（都内、都外とも 100%）、NPO 法人（都内 62%、都外 68%）、社会福祉法人（都内 63%）で有償スタッフを含む割合が高い。

職員を含む事業の割合は、全体では都内・都外とも 30%である。団体種類別では、任意団体（都内７%、都外９%）、NPO 法人（都内 17%、都外 16%）および企業（都内 14%）で職員を含む事業の割合が低い。

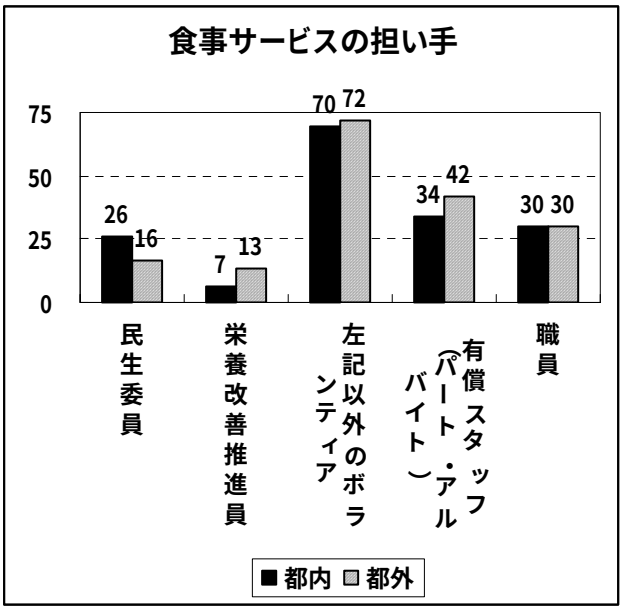

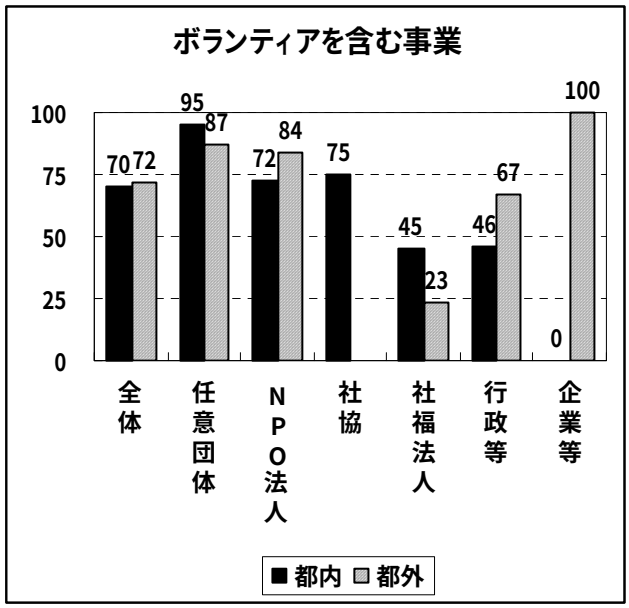

注：有効回答数は、都内が 233 事業、都外が 61 事業。

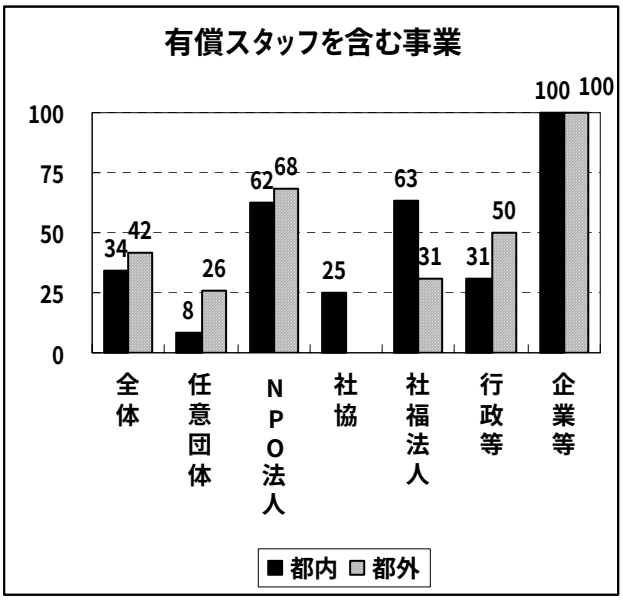

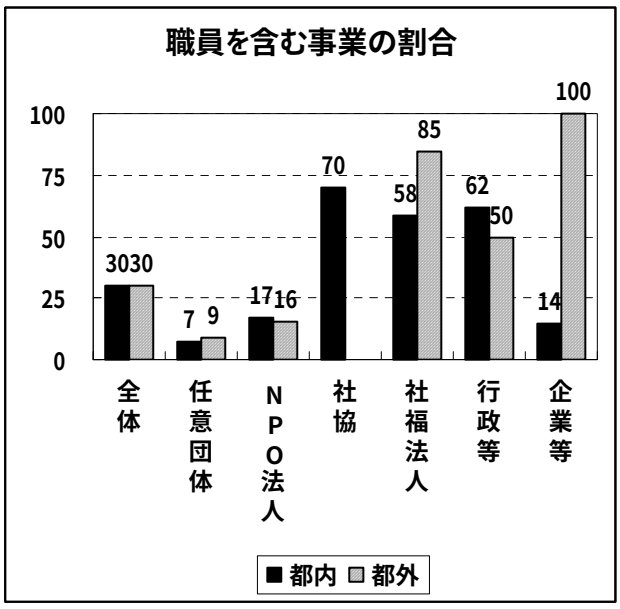

4－2　ボランティアの担当

ボランティアの担当は、全体では、調理（都内 74%、都外 78%）がもっとも多く、配達（都内 57%、都外 58%）でも半数以上の事業でボランティアが含まれている。ボランティアのコーディネート（都内 20%、都外 30%）については一定程度の事業でボランティアが担っているが、利用者の生活状況の調査（都内９%、都外 13%）についてはボランティアが担っている事業は少ない。

団体種類別にみると、調理については、企業等（都外）、任意団体、NPO 法人で割合が高く、社会福祉法人、行政等で低い傾向にある。配達については、社会福祉法人と行政等（都内）で高い傾向にある。ボランティアのコーディネートについては、都外の任意団体（56%）でやや多い。

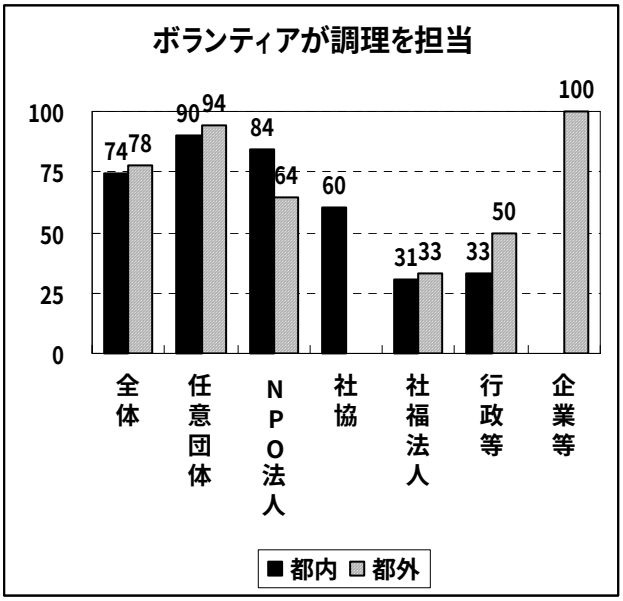

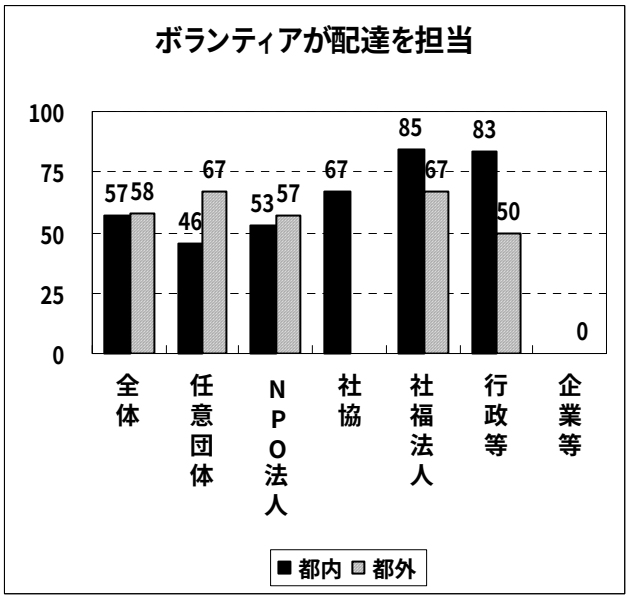

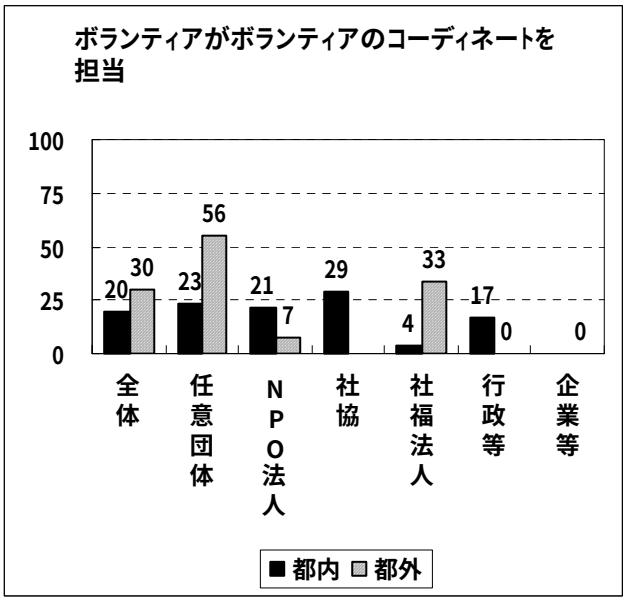

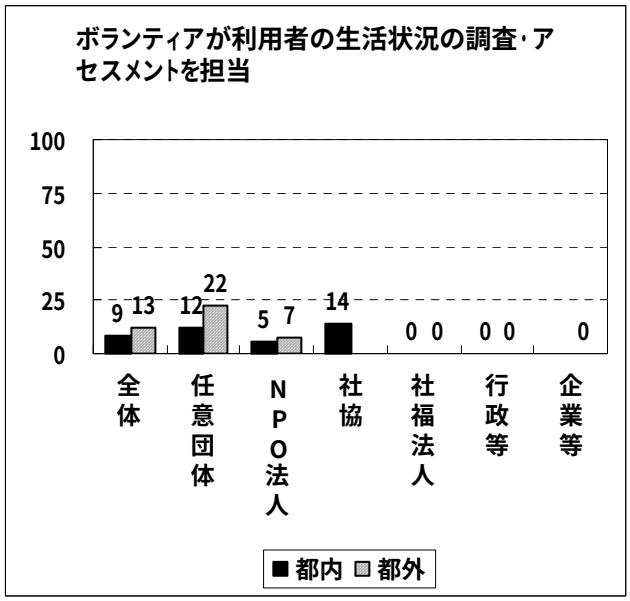

注：ここでの有効回答は、ボランティアを含むと回答した事業で、都内は、任意団体 83 事業、NPO 法人 19 事業、社会福祉協議会 15 事業、社会福祉法人 26 事業、行政等 6 事業、合計（全体）150 事業。都外は、任意団体 18 事業、NPO法人 14 事業、社会福祉法人 3 事業、行政等 2 事業、企業等 1 事業、合計（全体）40 事業。

4－3　有償スタッフの担当

有償スタッフがいる事業について、全体では、調理（都内 70%、都外 95%）と配達（都内・都外とも 71%）が多い。団体種類別では、調理については任意団体（都内）と社会福祉法人（都内）では、有償スタッフを含む割合が小さいが、他の団体ではほとんどあるいは全てに有償スタッフを含んでいる。

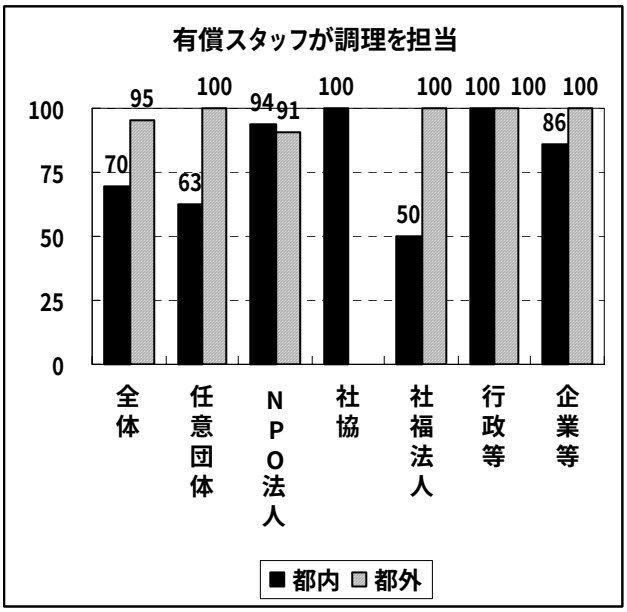

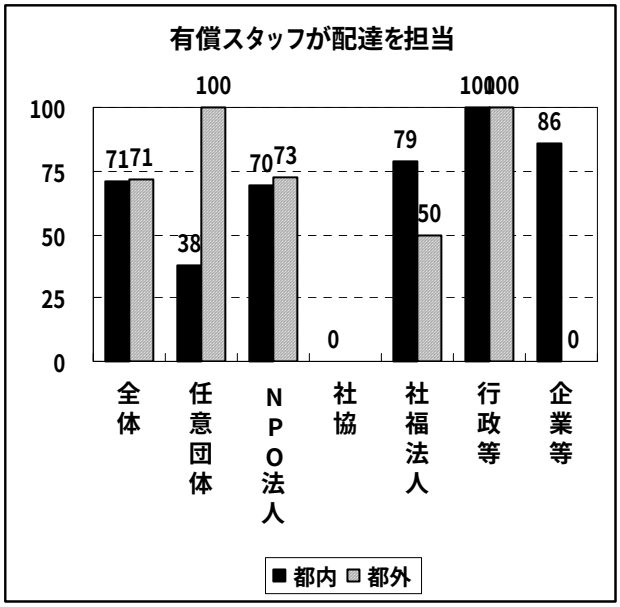

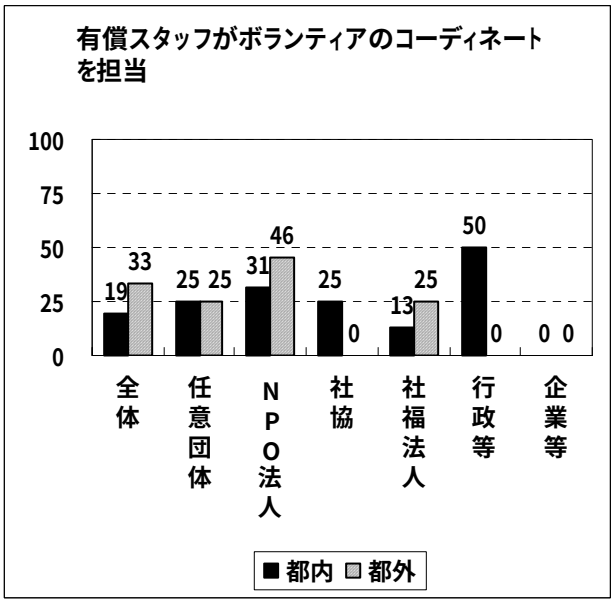

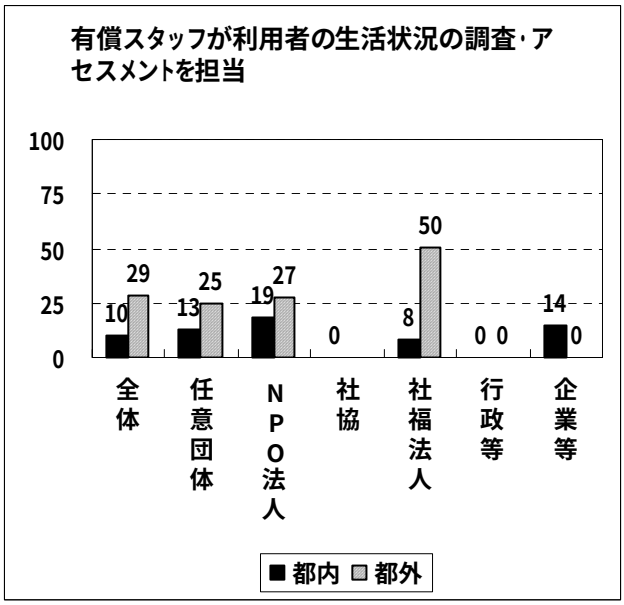

注：ここでの有効回答は、有償スタッフを含むと回答した事業で、都内は、任意団体 8 事業、NPO 法人 16 事業、社会福祉協議会 4 事業、社会福祉法人 38 事業、行政等 4 事業、企業等 7 事業、合計（全体）79 事業。都外は、任意団体 4 事業、NPO法人 21 事業、社会福祉法人 4 事業、行政等 1 事業、企業等 1 事業、合計（全体）21 事業。

4－4　ボランティアの属性

(1) 全体について

ボランティアの属性について、事業の担い手にそれぞれの性別・年齢別の集団含むかどうか、また、事業の中心的な担い手としてそれぞれの性別・年齢別の集団を含むかどうかをたずねた。その結果、都内、都外とも「５５歳～６４歳」および「６５歳～７４歳」の女性を含む事業が６割以上であることがわかった。また、男性も、女性と比べると割合はやや少ないが、都内・都外とも「６５歳～７４歳」を含む事業がもっとも多く、「５５歳～６４歳」を含む事業がそれに続いている。

中心的な担い手については、男性はほとんど含まれず、「５５歳～６４歳」の女性が都内（21%）・都外（20%）ともっとも多く、「６５歳～７４歳」がその次に多い（都内 11%、都外 12%）。

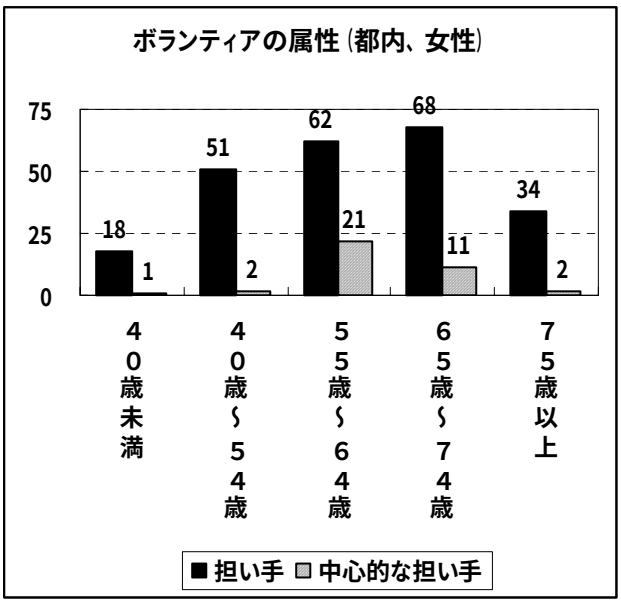

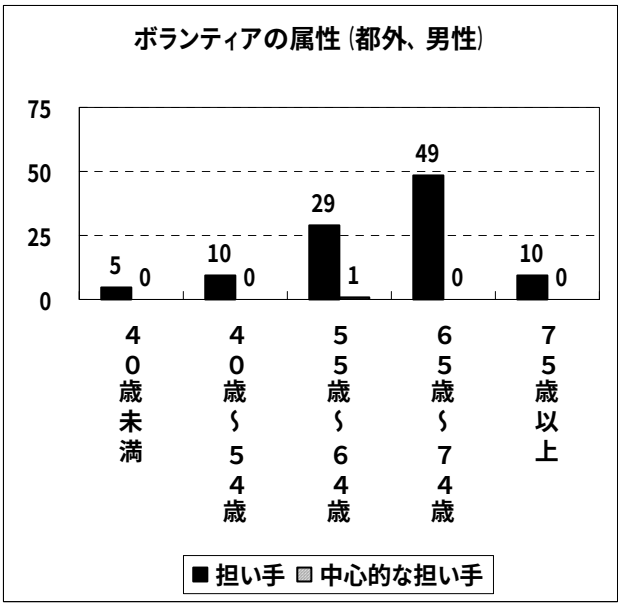

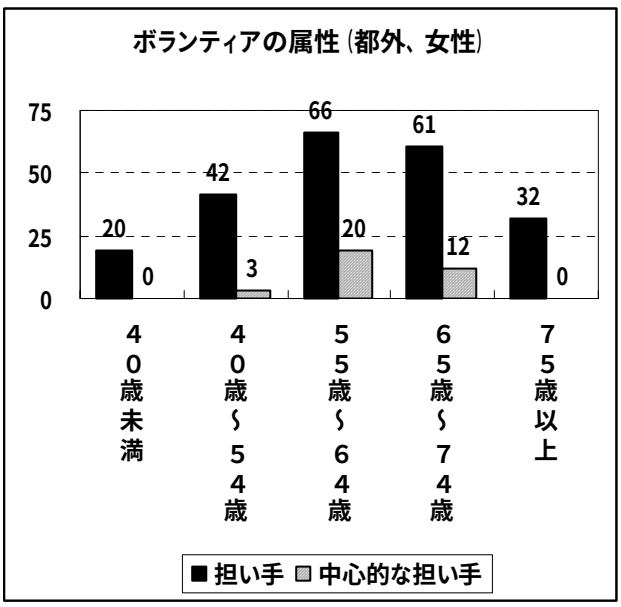

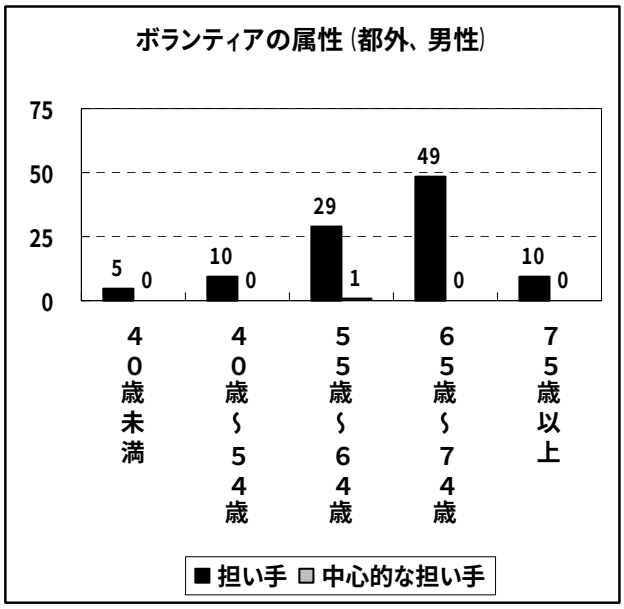

注：有効回答は、ボランティアを含む事業で以下の通りである。都内は、任意団体 94 事業、NPO 法人 21 事業、社会福祉協議会 15 事業、社会福祉法人 30 事業、行政等 6 事業、その他 2 事業、合計（全体）168 事業。都外は任意団体 18 事業、NPO 法人 16 事業、社会福祉法人 3 事業、行政等1事業、企業等1事業、その他 2 事業、合計（全体）41 事業。

(2) 団体種類別

団体種類別について、ボランティアを含む事業の回答数が多い任意団体、NPO 法人、社会福祉法人（都内）をみると、いずれの団体の事業でも、「５５歳～６４歳」の女性が中心的な担い手として含まれる割合がもっとも高い。特に、都内の NPO 法人による事業では約４割（43%）、都外の任意団体による事業で約３割（28%）が、この年齢集団の女性をあげている。また、中心的な担い手として次に多い集団が「６５歳～７４歳」という点も共通している。

①任意団体（女性のみ）

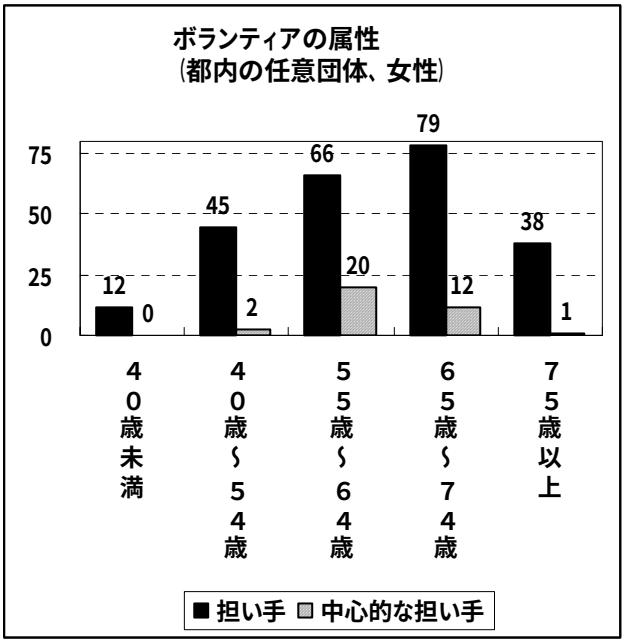

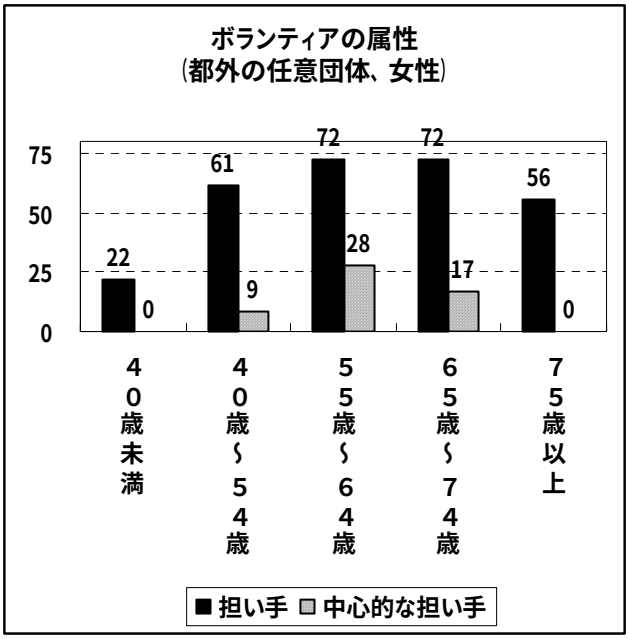

②NPO 法人（女性のみ）

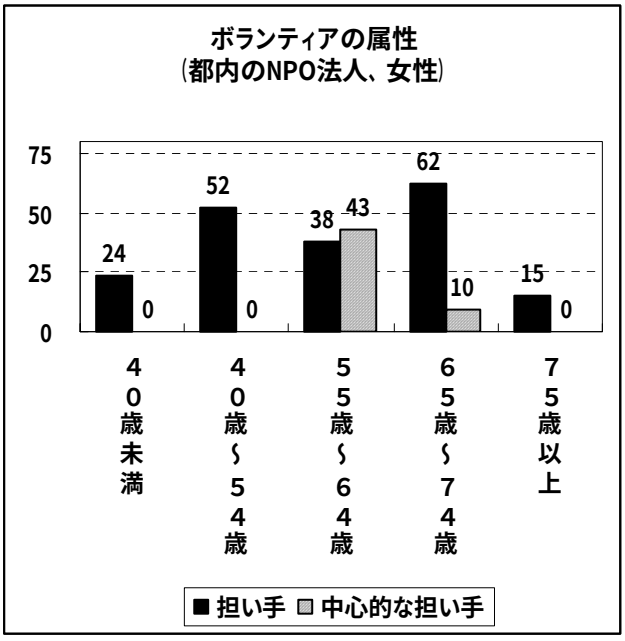

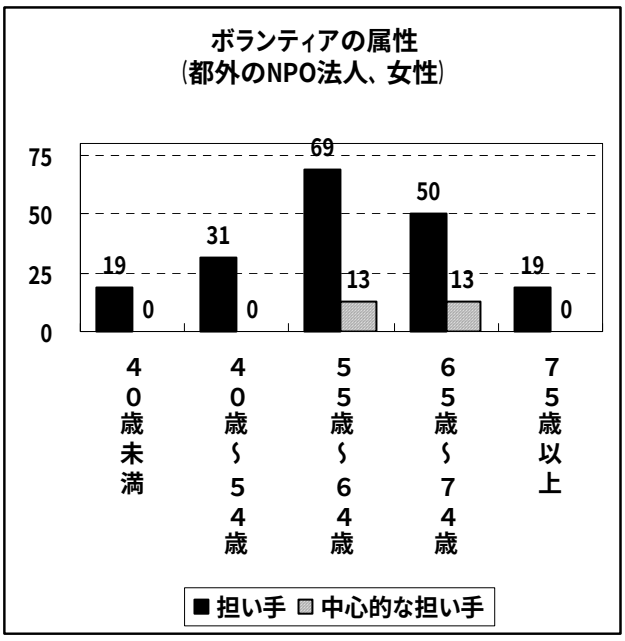

③社会福祉法人（都内、女性のみ）

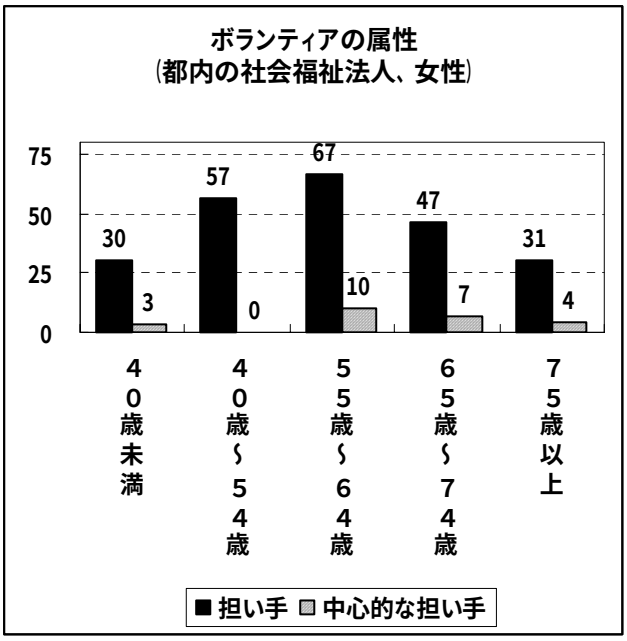

5 退職者の受け入れ

5－1 退職者の受け入れ先に関する意向

今後、ベビー・ブーマー世代が定年退職期を迎えるにあたって、退職者の受け入れについての意向を、担当別に、それぞれ「積極的に受け入れる」、「希望があれば受け入れる」、「受け入れは難しい」、「受け入れの必要がない」のいずれか１つを選んでもらった。

「積極的に受け入れたい」担当をみると、配達が都内（37%）・都外（44%）ともっとも多く、続いて、調理（都内 30%、都外 32%）、会食会（都内 22%、都外 34%）が多い傾向にある。他方、退職者の「受け入れは難しい」という回答は、事務（都外 25%）などでやや多い程度にとどまっている。

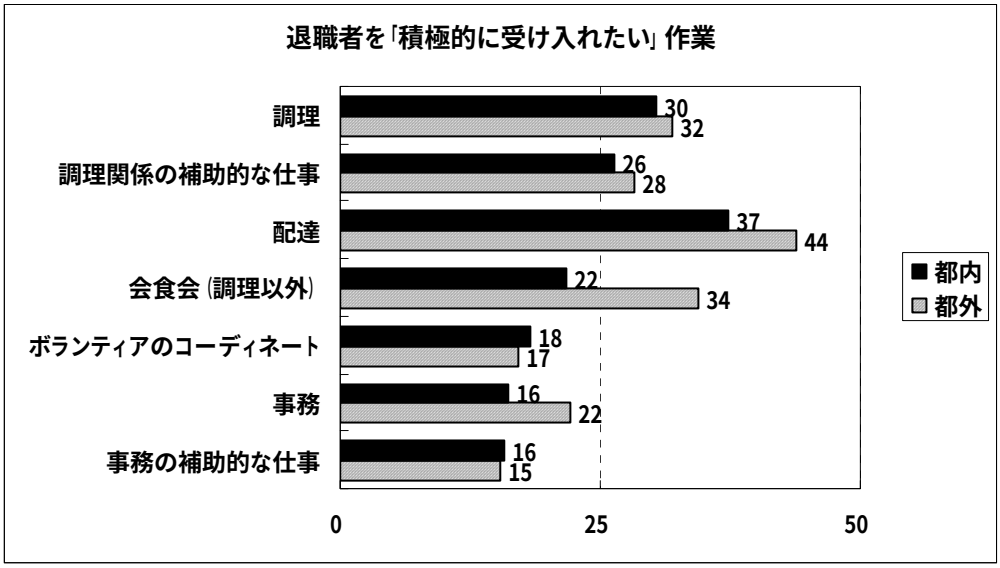

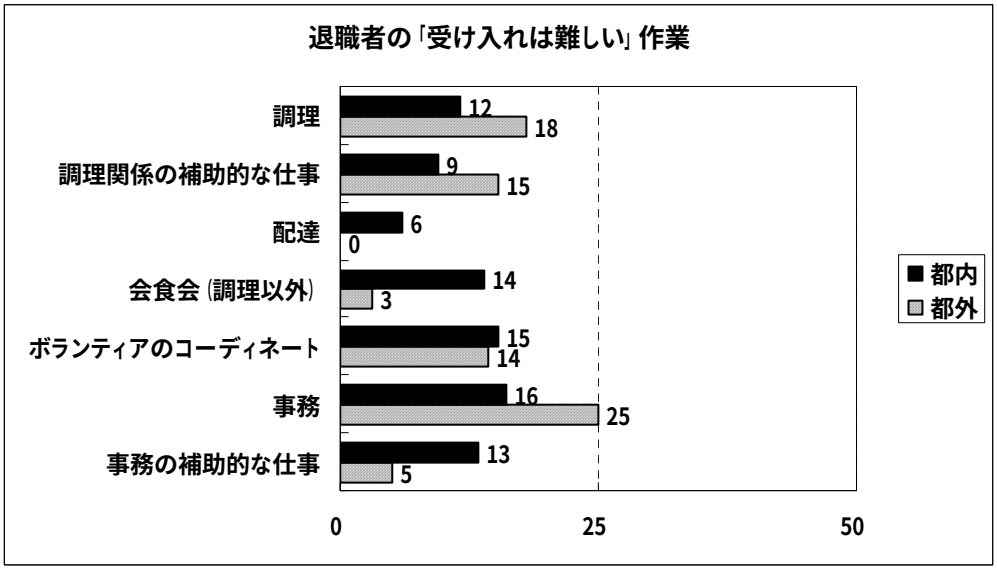

注：有効回答は、不明・無回答を除き以下の通りである。調理は、都内 198 事業、都外 50 事業。調理関係の補助的な仕事は、都内 159 事業、都外 39 事業。配達は、都内 163 事業、都外 48 事業。会食会（調理以外）は、都内 143 事業、都外 32 事業。ボランティアのコーディネートは、都内 131 事業、都外 35 事業。事務は、都内 137 事業、都外 46 事業。事務関係の補助的な仕事は都内 134 事業、都外 39 事業。

団体種類別にみると、全般的には、任意団体と NPO 法人で、退職者の受け入れに関して積極的な傾向にあるといえる。特に NPO 法人は、配達について都内 80%・都外 59%、会食会（調理以外）について都内 53%・都外 67%と多くの事業で積極的な受け入れの意向をしめしている。

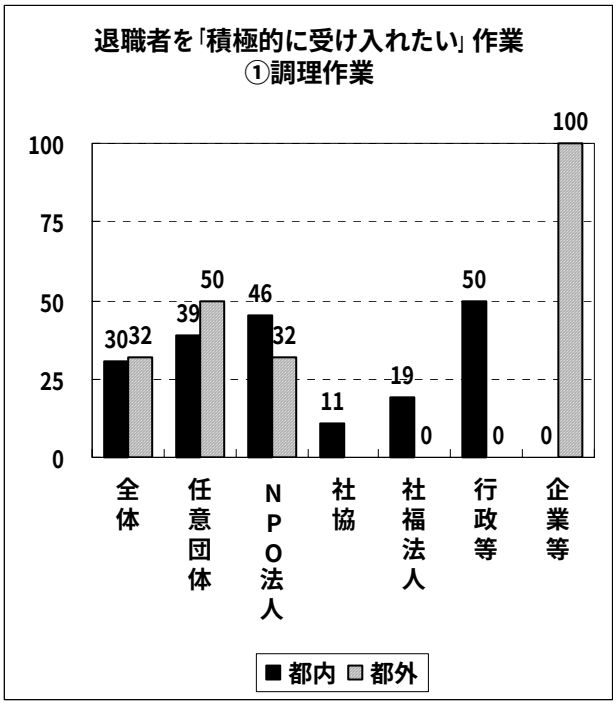

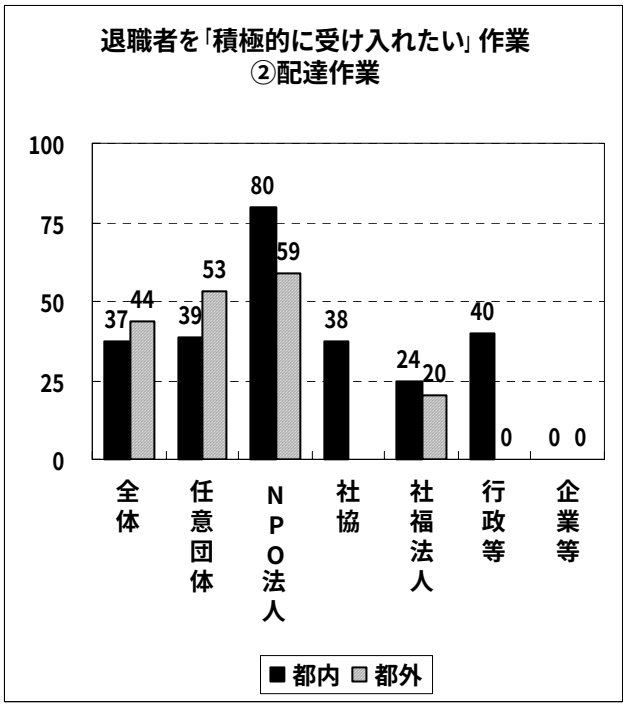

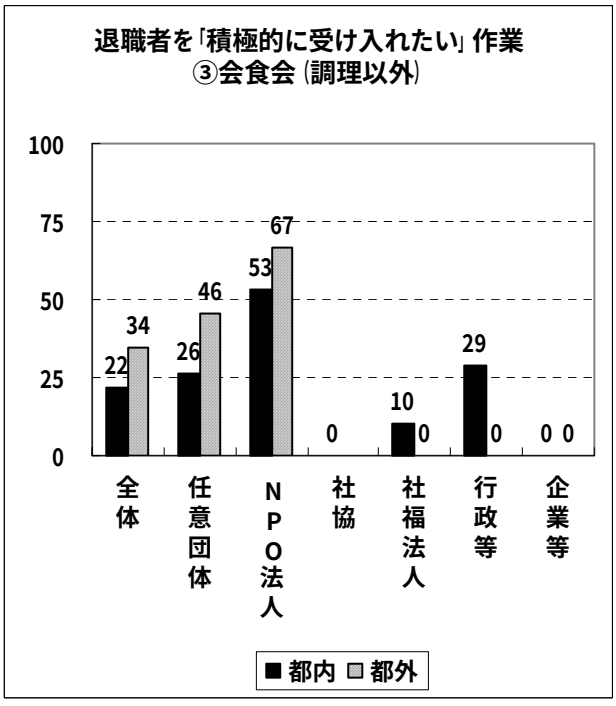

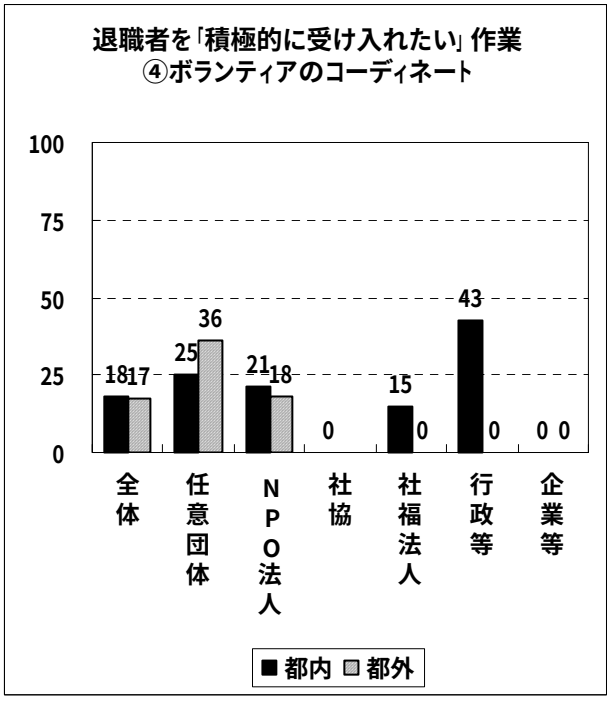

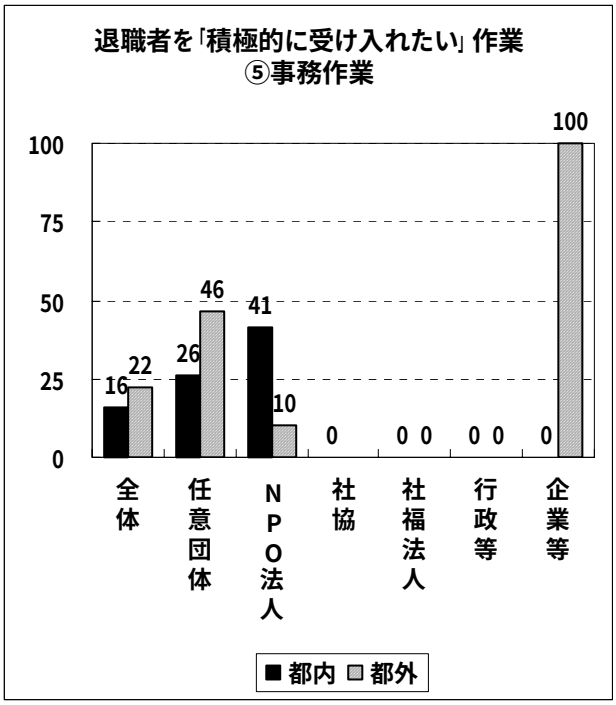

5－2　退職者の受け入れの形態に関する意向

受け入れの形態について、全体としてはボランティアが都内 87%・都外 83%ともっとも高く、有償スタッフが都内 30%・都外 52%である。職員は都内４%・都外２%にとどまる。

団体種類別にみると、ボランティアは、企業等（都内）では「積極的な受け入れ」の意向がなく、社会福祉法人もその他の団体と比べるとやや低い傾向にある。有償スタッフは、企業等（都内・都外とも 100%）でもっとも高く、NPO 法人が都内 65%・都外 62%、社会福祉法人が都内 51%・都外 75%と高い傾向にある。

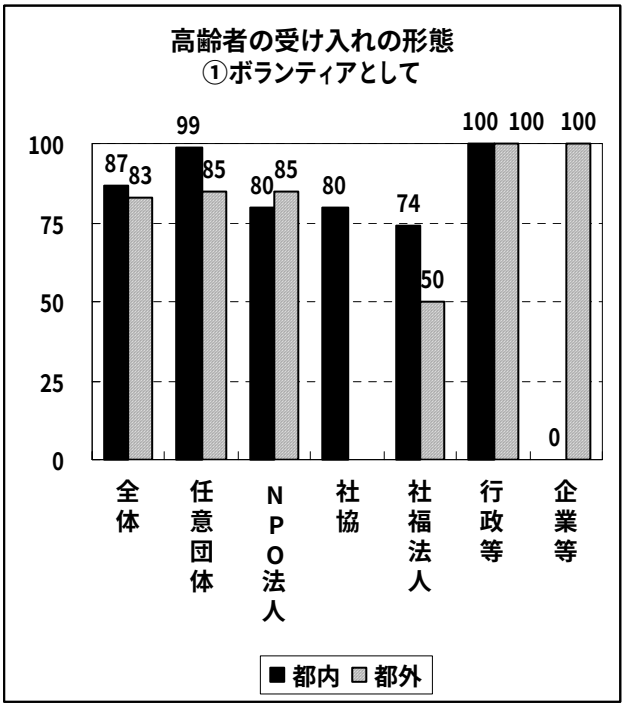

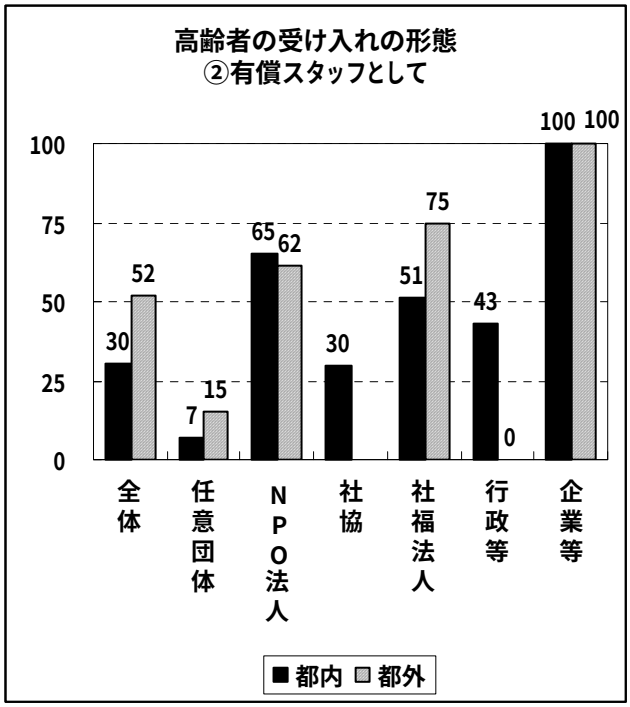

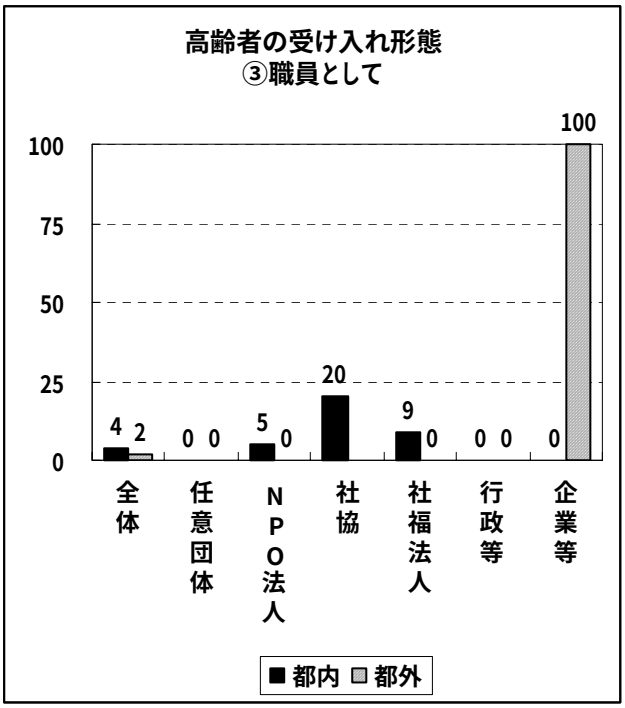

注：有効回答は、不明・無回答を除き、以下の通りである。都内は、任意団体 77 事業、NPO 法人 20 事業、社会福祉協議会 11 事業、社会福祉法人 38 事業、行政等 7 事業、企業等 4 事業、その他 2 事業、合計（全体）159 事業。都外は任意団体 14 事業、NPO 法人 13 事業、社会福祉法人 4 事業、行政等 1 事業、企業等 1 事業、合計（全体）33 事業。

6 食事サービス事業に関する情報発信

6－1 利用者の受け入れに関して

利用者の受け入れに関する情報発信の手段について、全体では、「知人・友人を通じて」が都内 55%・都外 69%、「機関誌・紙（チラシ）にて」が都内 45%・都外 70%と、他の手段と比べてやや多く活用されている傾向にある。

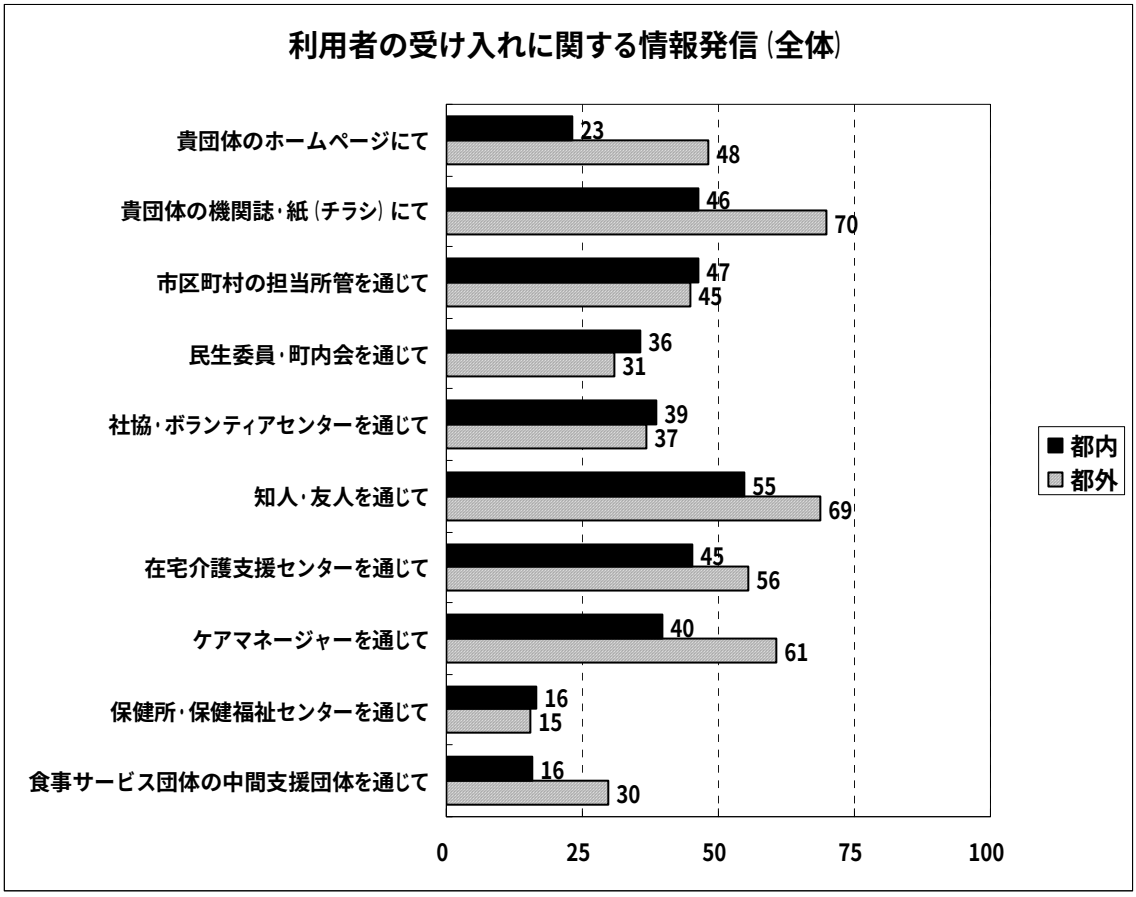

利用者の受け入れに関する情報発信の各手段についてみていくと、ホームページは都内よりも都外の事業で多く活用されている傾向にある。団体種類別では、社会福祉協議会、行政等、社会福祉法人がやや多い。「市区町村の担当所管を通じて」は、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等でやや多く、任意団体、NPO 法人はやや少ない傾向にある。「社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じて」は、当然ながら社会福祉協議会（都内）が多く、その他の団体では任意団体、NPO 法人（都内）がやや多い傾向にある。「知人・友人を通じて」は、企業等（都外）、任意団体、NPO 法人で多く、行政等、社会福祉法人、社会福祉協議会では少ない傾向にある。在宅介護支援センターは、社会福祉法人、行政等で多い傾向にある。

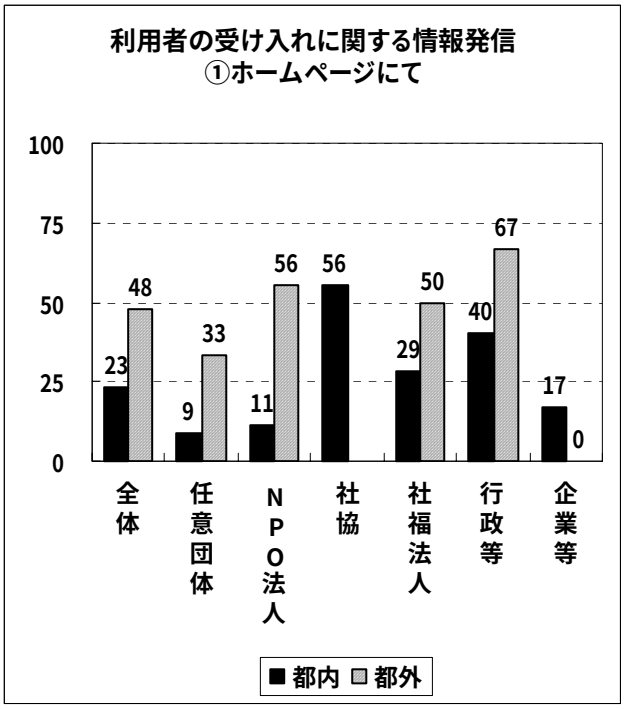
利用者の受け入れに関する情報発信
①ホームページにて
100
75
50
25
0
23
48
9
33
11
56
56
29
50
40
67
17
0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

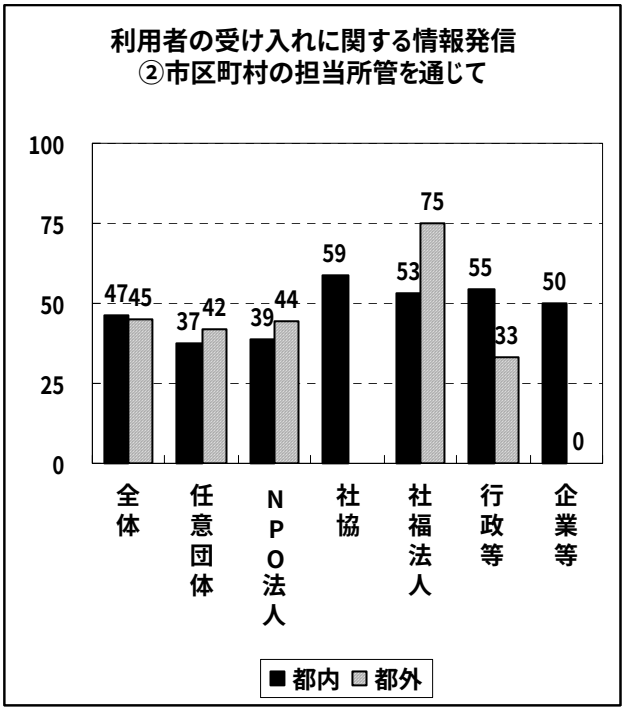
利用者の受け入れに関する情報発信
②市区町村の担当所管を通じて
100
75
50
25
0
47
45
37
42
39
44
59
53
75
55
33
50
0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

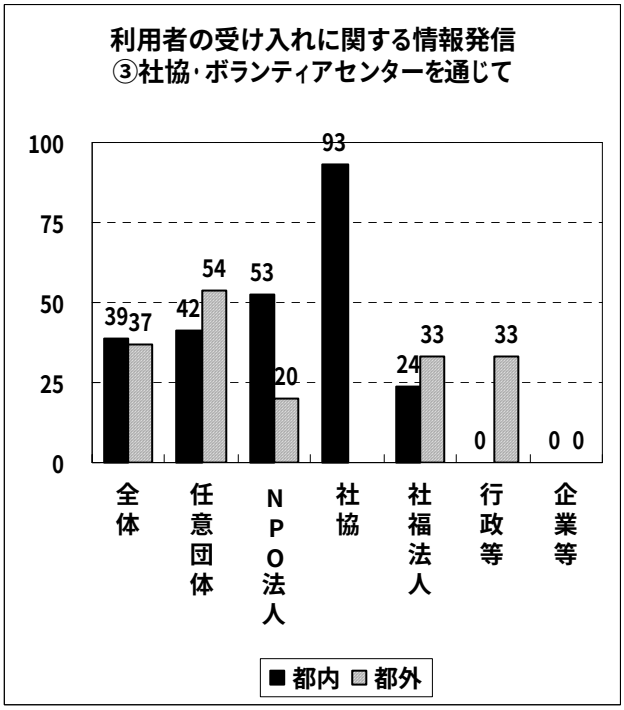
利用者の受け入れに関する情報発信
③社協･ボランティアセンターを通じて
100
75
50
25
0
39
37
42
54
53
20
93
24
33
0
33
0
0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

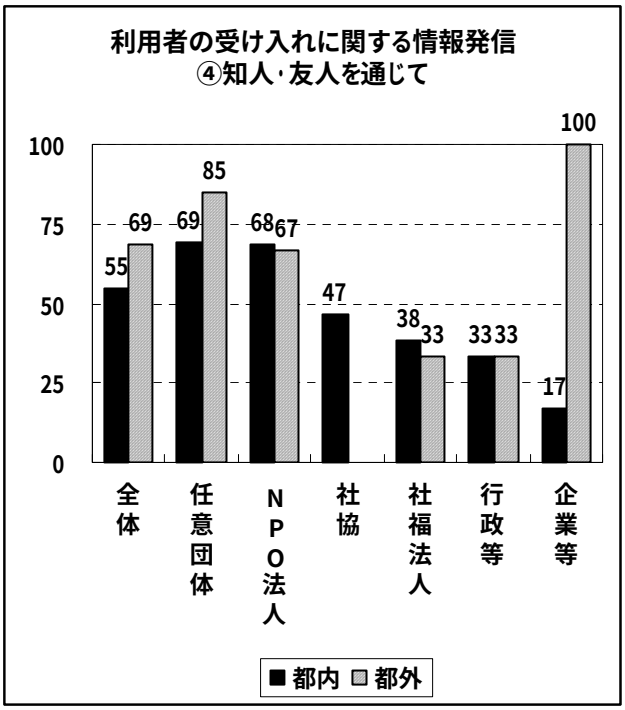
利用者の受け入れに関する情報発信
④知人･友人を通じて
100
75
50
25
0
55
69
69
85
68
67
47
38
33
33
33
17
100
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

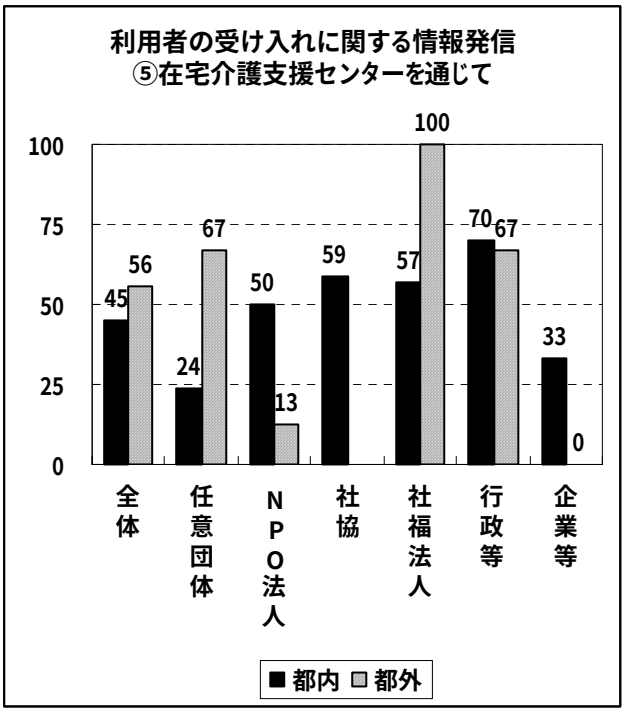

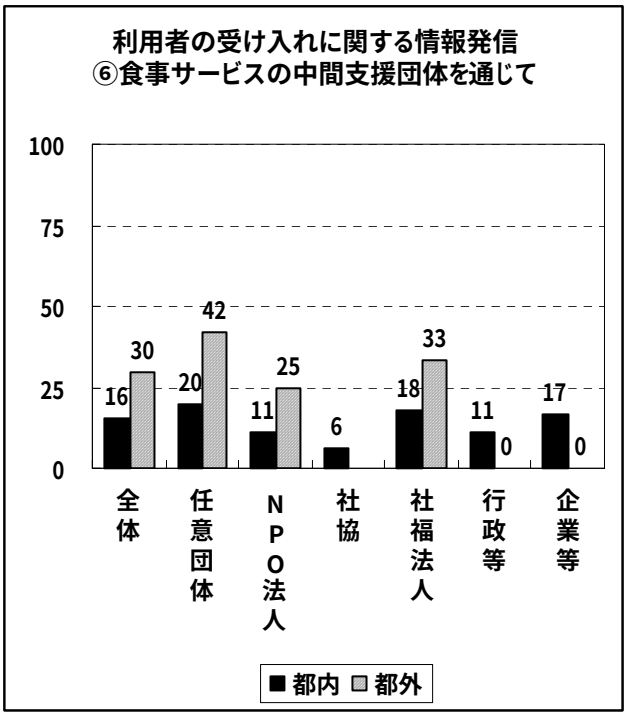

4－2　活動の担い手（ボランティア、有償スタッフ、職員）の募集に関して

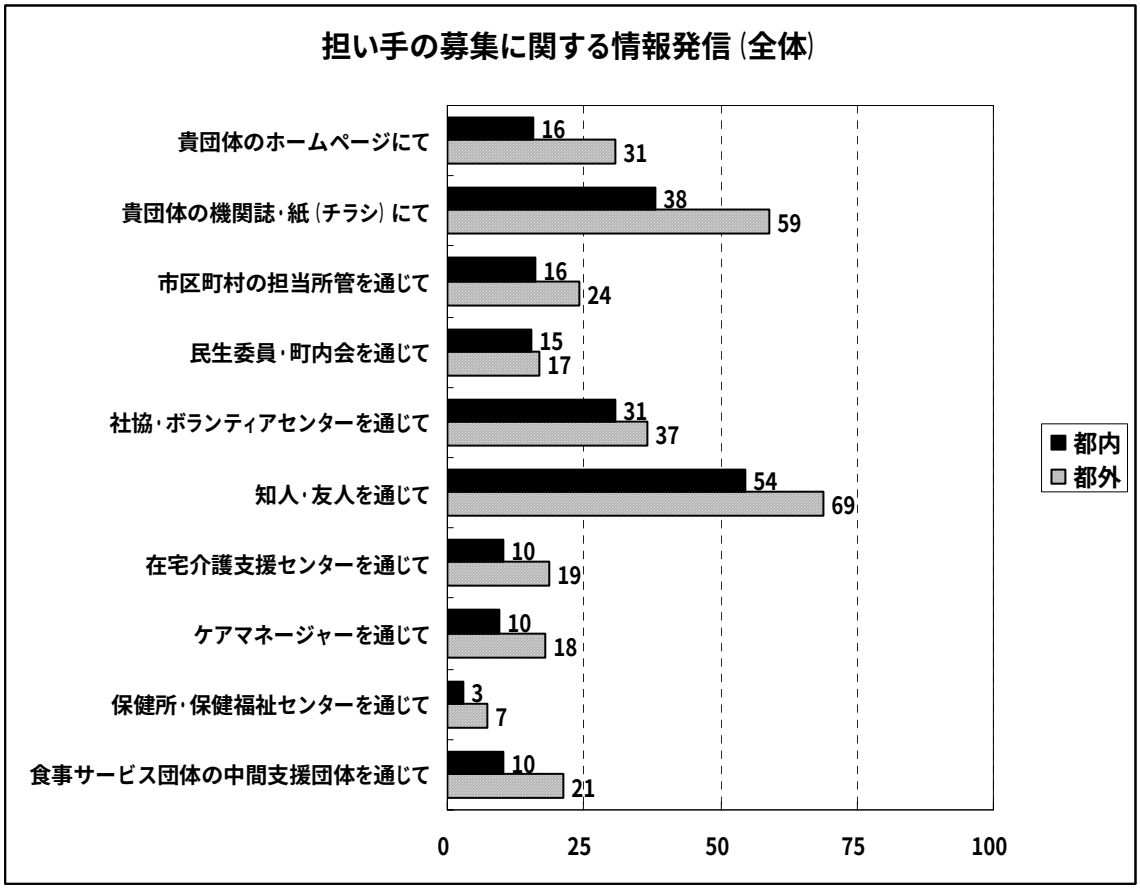

担い手の募集に関する情報発信の手段について、全体としては、利用者の受け入れに関する情報発信と同様に、「知人・友人を通じて」が都内 54%・都外 69%、「機関誌・紙（チラシ）にて」が都内 38%・都外 59%と多い傾向にある。その他では、社会福祉協議会・ボランティアセンターが都内 31%・都外 37%とやや多い。

担い手の募集に関する情報発信の各手段についてみていくと、ホームページは、利用者の受け入れに関する情報発信と同様に、都内よりも都外で多く活用されている傾向がある。団体種類別では、NPO 法人（都外）、行政等（都内）、任意団体（都外）でやや多く活用されている。「市区町村の担当所管を通じて」は、任意団体（都外）が 42%ともっとも多く、それ以外では行政等（都内）、任意団体（都内）、NPO 法人がやや多い。「社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じて」は、社会福祉協議会（都内 67%）の他は、任意団体が都内 40%・都外 58%と多く、NPO 法人も都内 38%・都外 33%とやや多いにある。「知人・友人を通じて」は、企業等（都外 100%、ただし有効回答は１事業）、任意団体（都内 70%・都外 93%）、NPO 法人（都内 71%、都外 64%）が多く活用している。

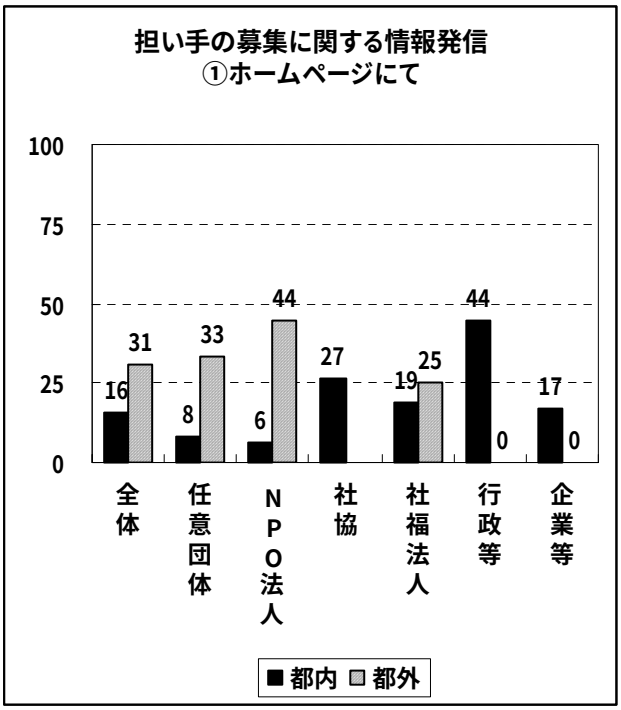

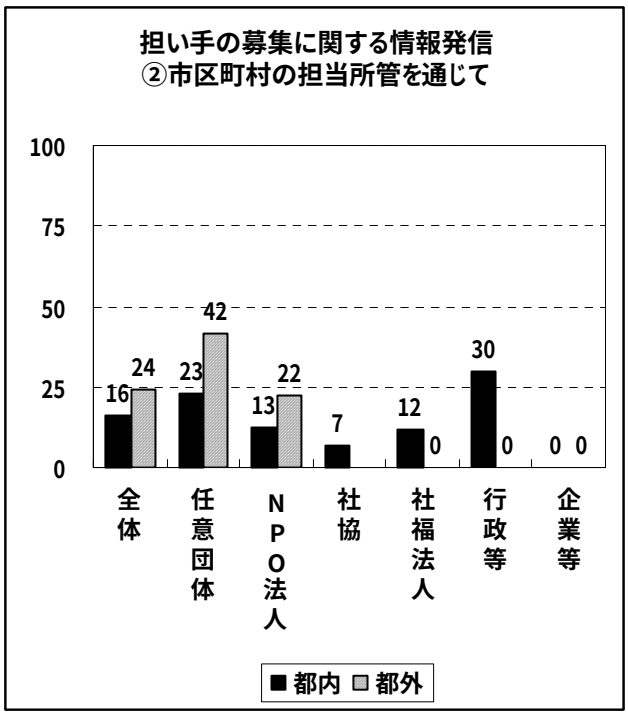

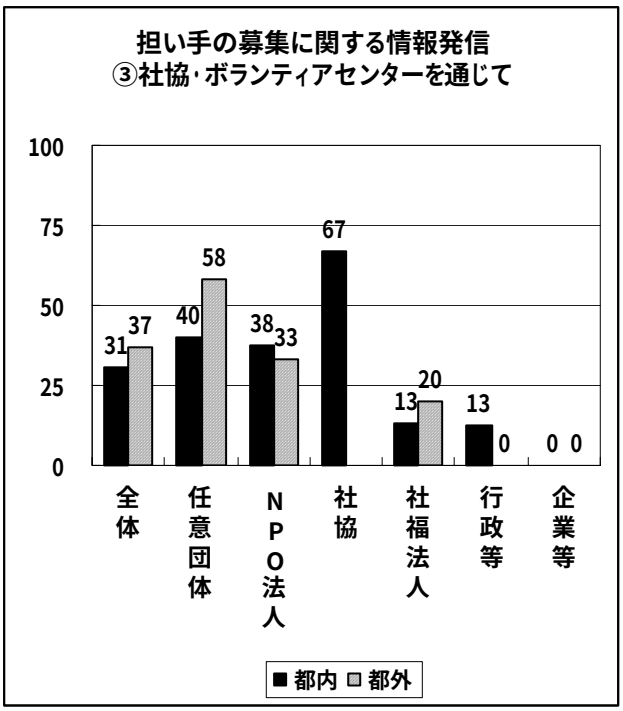
担い手の募集に関する情報発信
③社協･ボランティアセンターを通じて
100
75
50
25
0
31
37
40
58
38
33
67
13
20
13
0
0 0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

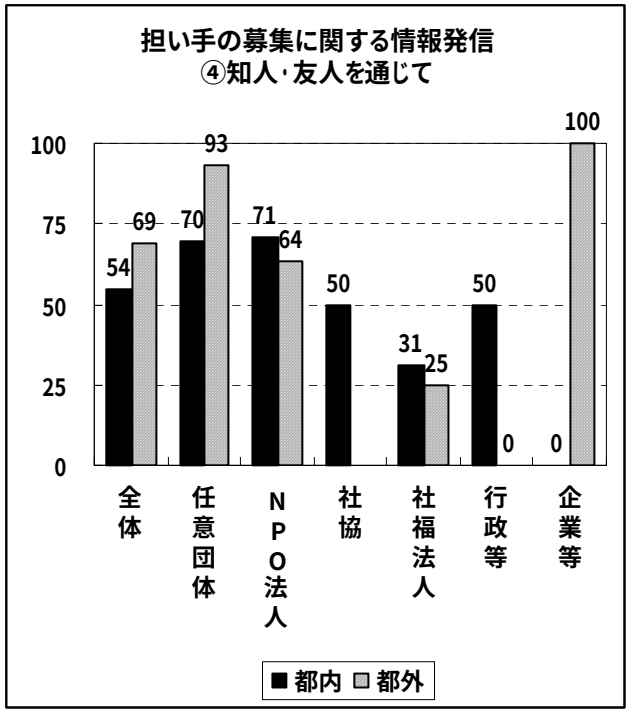
担い手の募集に関する情報発信
④知人･友人を通じて
100
75
50
25
0
54
69
70
93
71
64
50
31
25
50
0
0
100
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

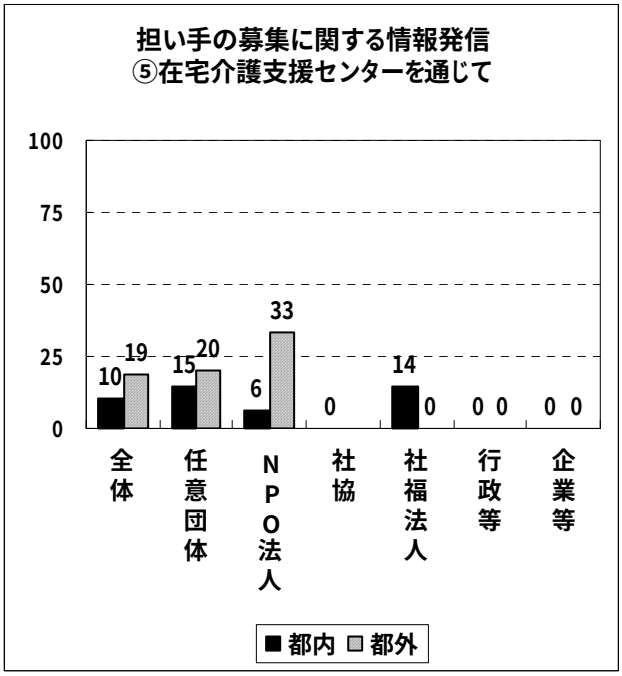
担い手の募集に関する情報発信
⑤在宅介護支援センターを通じて
100
75
50
25
0
10
19
15
20
6
33
0
14
0
0 0
0 0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

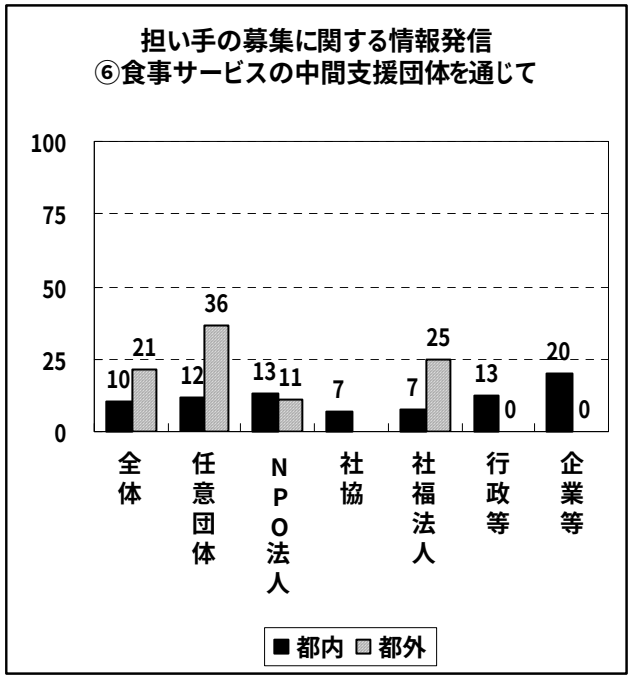
担い手の募集に関する情報発信
⑥食事サービスの中間支援団体を通じて
100
75
50
25
0
10
21
12
36
13
11
7
7
25
13
0
20
0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内
都外

4－3　政策提言や要望に関して

政策提言や要望に関する情報発信について、全体では、「機関誌・紙（チラシ）」が都内 34%・都外 57%、「市区町村の担当所管を通じて」が都内 36%・都外 32%、「社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じて」が都内 25%・都外 33%と多く活用されている傾向にある。また、「食事サービスの連絡会・中間支援団体」も、都内では 20%であるが、都外では 38%と、比較的多く活用されているといえる。

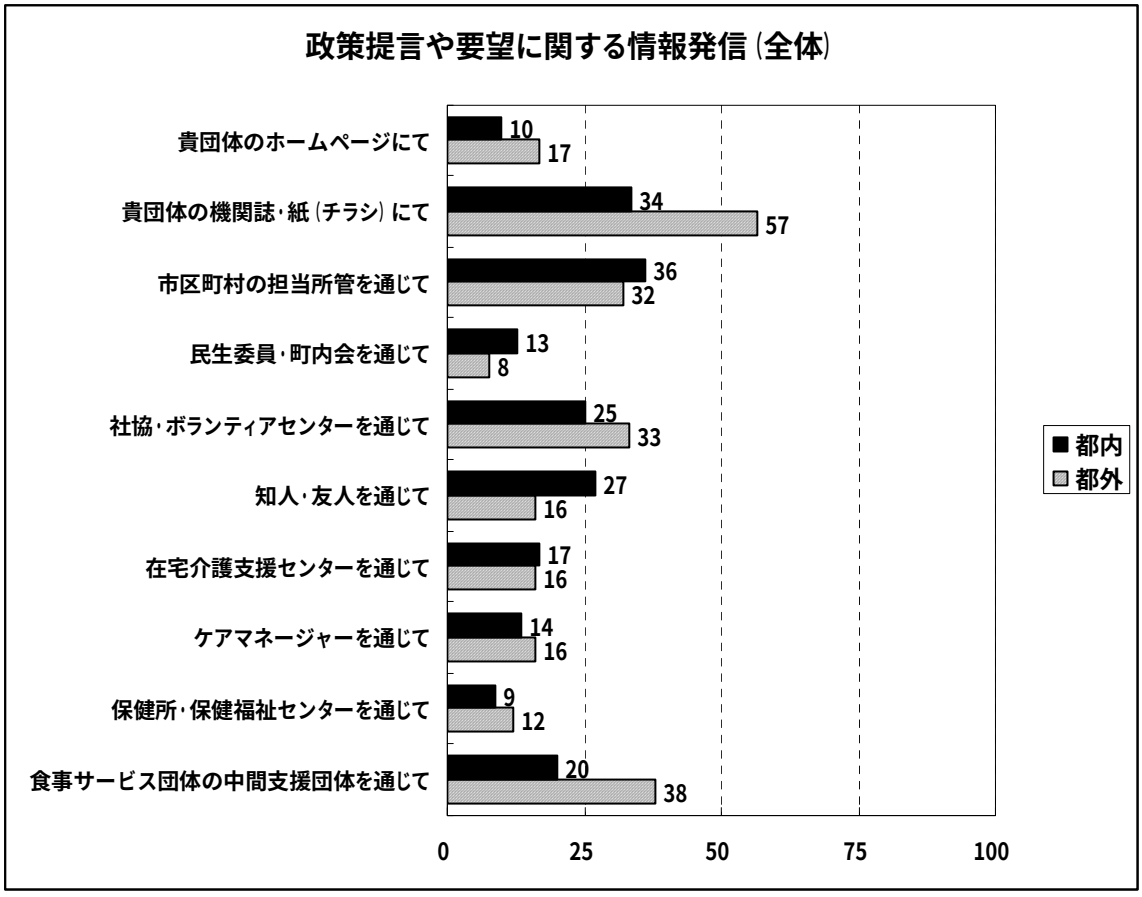

政策提言や要望に関する情報発信の手段別についてみていくと、ホームページは、行政等（都外）の他は、活用している事業はあまり多くない。「市区町村の担当所管」は、社会福祉協議会（都内）、任意団体、NPO 法人、社会福祉法人でやや多く活用されている傾向にある。「社会福祉協議会やボランティアセンター」も同様に、任意団体、社会福祉協議会（都内）、NPO 法人、社会福祉法人でやや多く活用されている傾向にある。「知人・友人」は、企業等（都外）の他は、都内の方が多く活用されている傾向にあり、任意団体、NPO 法人、社会福祉法人でやや多く活用されている。「在宅介護支援センター」は、企業等（都外）と社会福祉法人で多く活用されている傾向にある。「食事サービスの連絡会・中間支援団体」は、社会福祉協議会（都内）と企業等では少ないが、任意団体、NPO 法人では一定程度の活用がみられる。

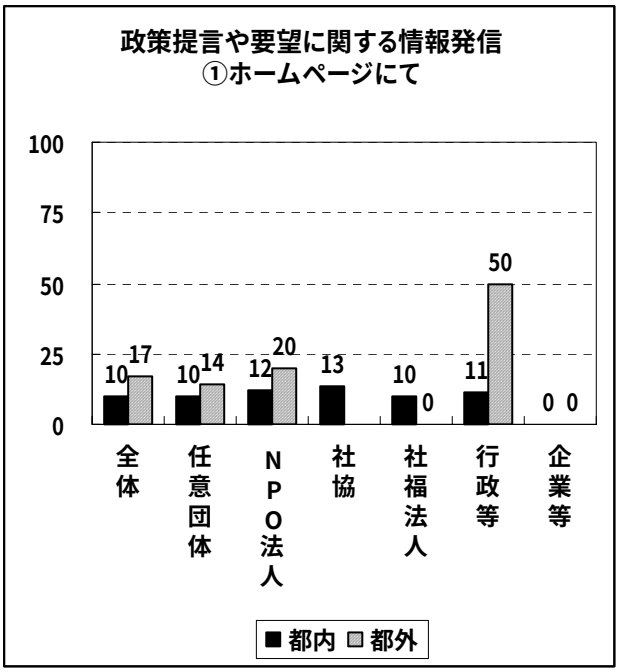
政策提言や要望に関する情報発信
①ホームページにて
100
75
50
25
0
10 17
10 14
12 20
13
10 0
11 50
0 0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内 都外

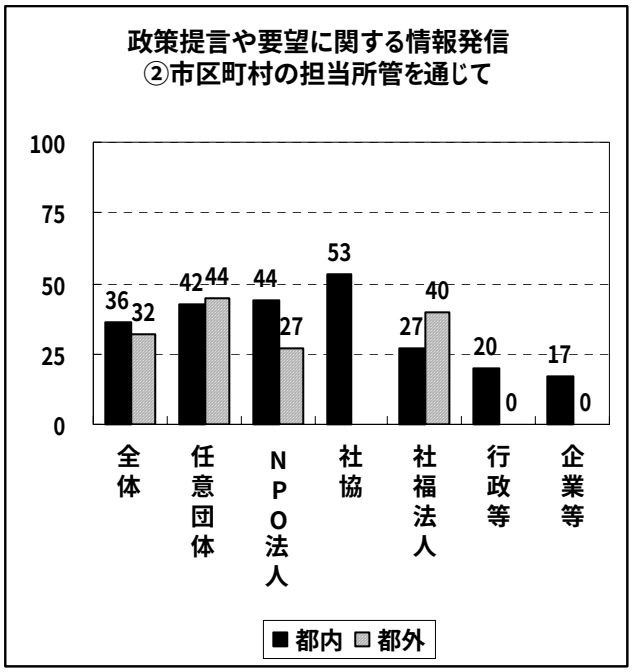
政策提言や要望に関する情報発信
②市区町村の担当所管を通じて
100
75
50
25
0
36 32
42 44
44 27
53
27 40
20 0
17 0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内 都外

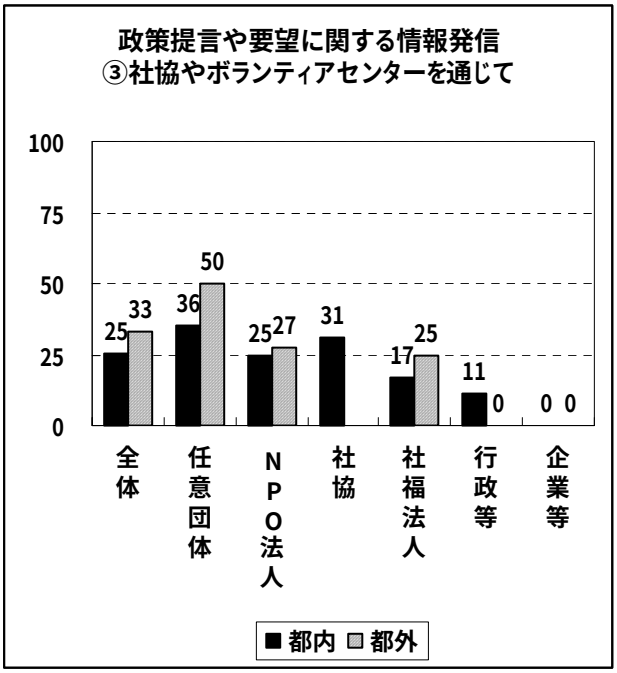
政策提言や要望に関する情報発信
③社協やボランティアセンターを通じて
100
75
50
25
0
25 33
36 50
25 27
31
17 25
11 0
0 0
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内 都外

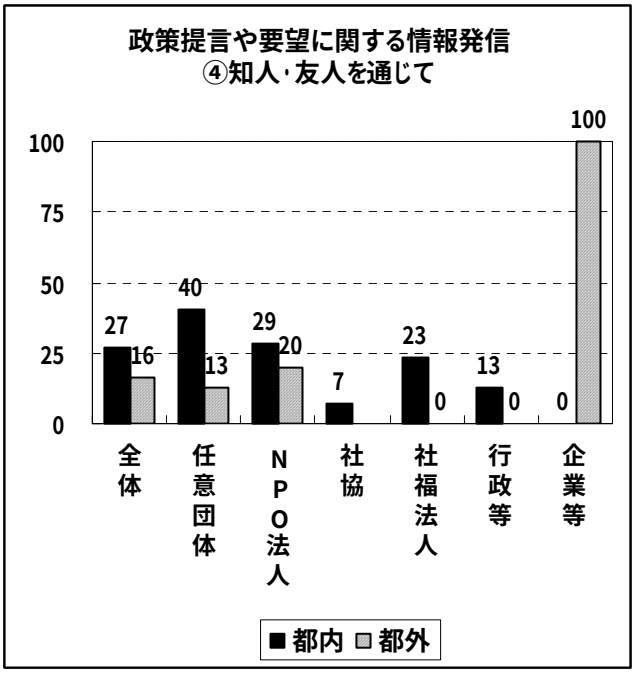
政策提言や要望に関する情報発信
④知人･友人を通じて
100
75
50
25
0
27 16
40 13
29 20
7
23 0
13 0
0 100
全体
任意団体
NPO法人
社協
社福法人
行政等
企業等
都内 都外

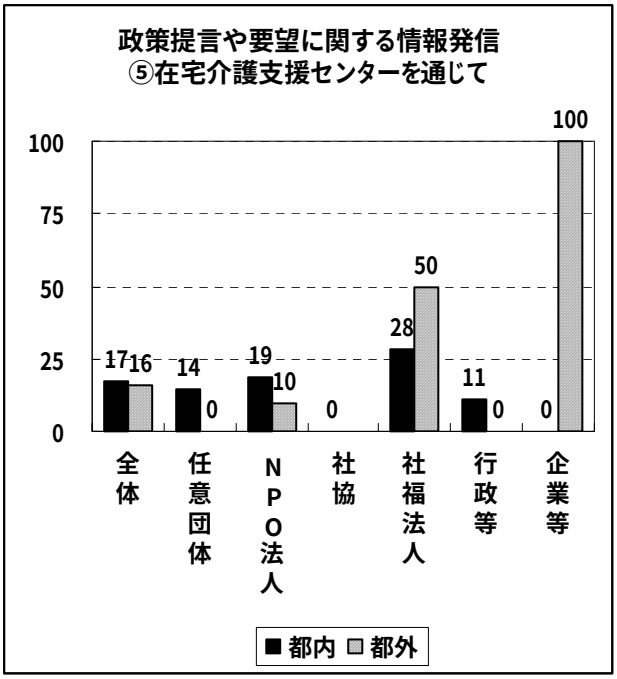

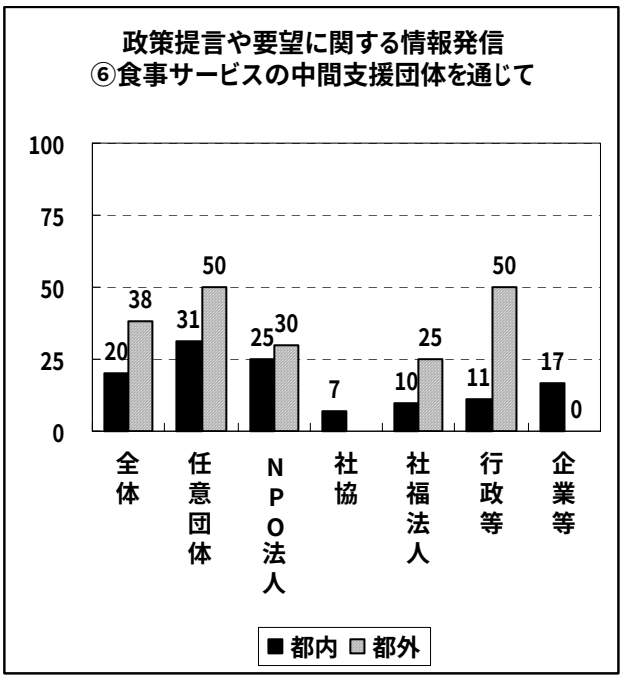

4－4　サービス提供にあたっての日常的な連絡相手

サービス提供に関する日常的な連絡相手について、全体では、市区町村の担当所管が都内 67%・都外 48%、在宅介護支援センターが都内 41%・都外 45、ケアマネージャーが都内 35%・都外 56%、社会福祉協議会が都内 42%・都外 36%と多い。

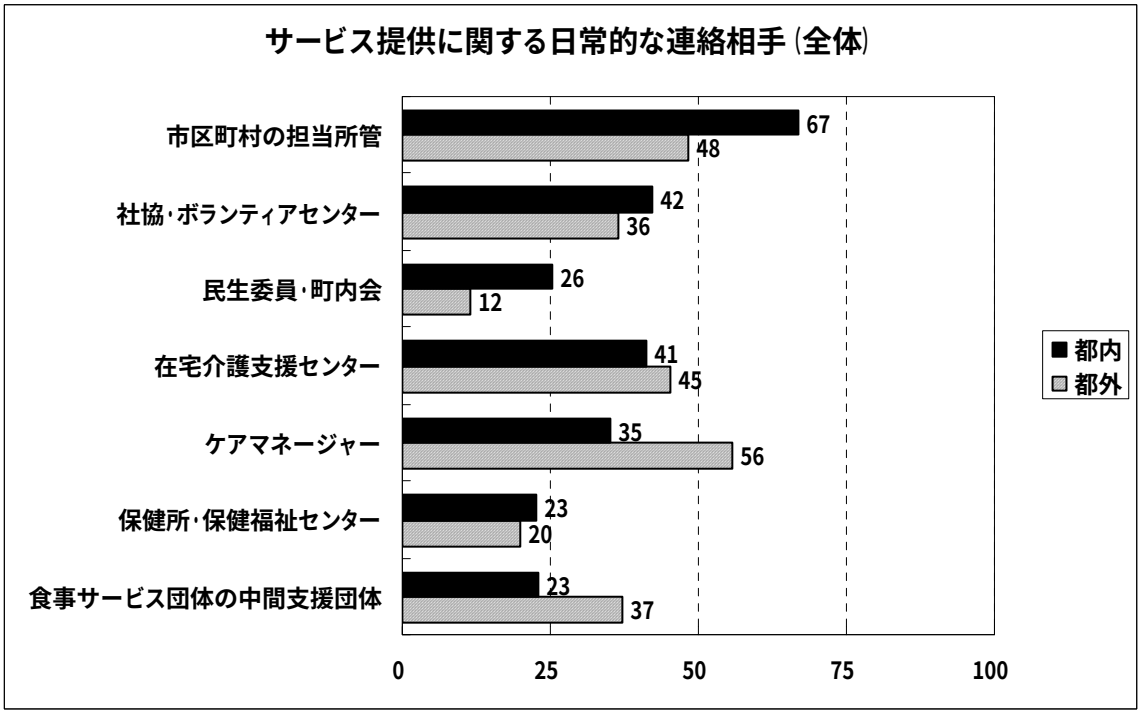

連絡相手別にみると、「市区町村の担当所管」との連絡は、都内の方が多く行われている傾向にある。また、企業等（都内）は、上述してきた他の事項に関してはあまり数値が高くなかったが、サービス提供に関しては多くの事業が連絡をとっている。「社会福祉協議会・ボランティアセンター」と連絡をとっている団体は、社会福祉協議会（都内）、NPO 法人（都内）、任意団体が多い。「在宅介護支援センター」については、NPO 法人や任意団体も連絡を取っている割合が高いが、行政等や社会福祉法人が連絡をとっている傾向がよい高い。「食事サービスの連絡会・中間支援団体」については、任意団体、NPO 法人、行政等で一定程度の割合の事業が連絡を取っている。

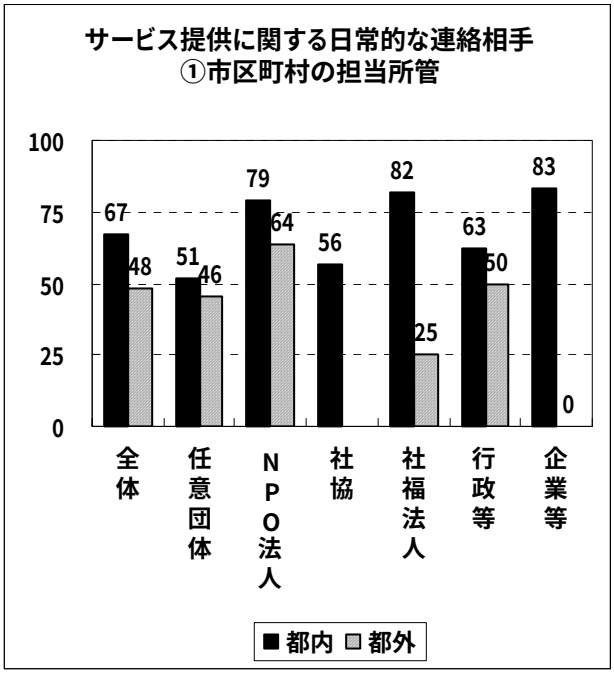

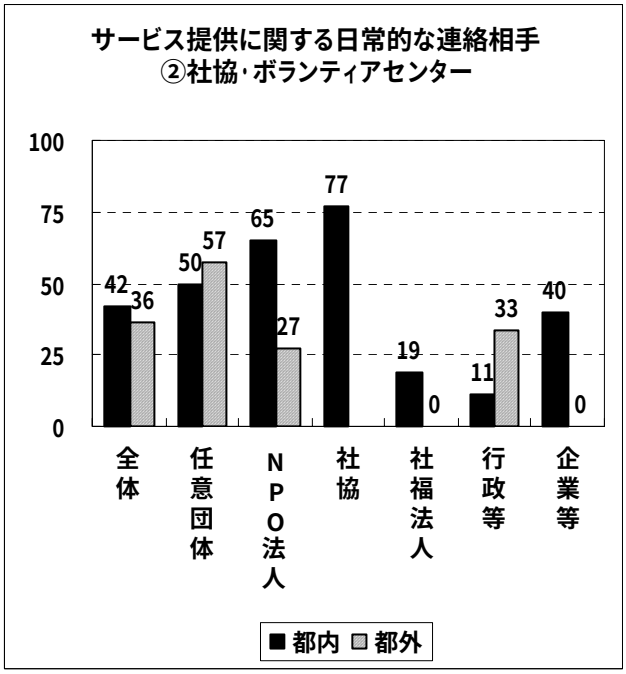

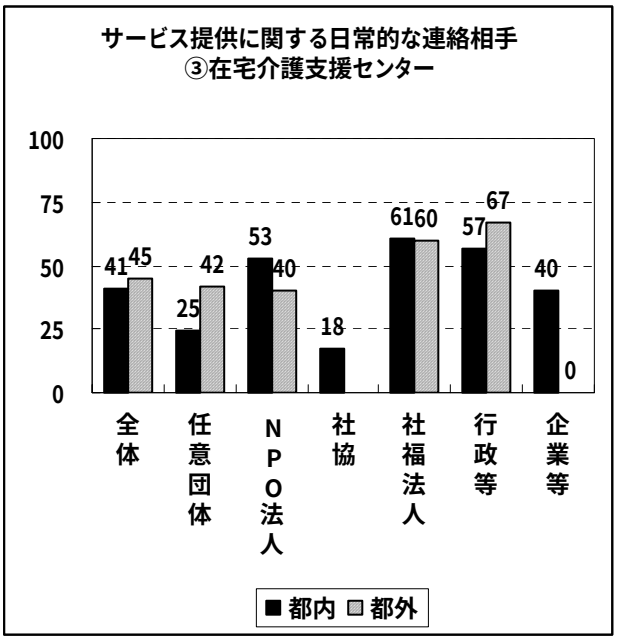

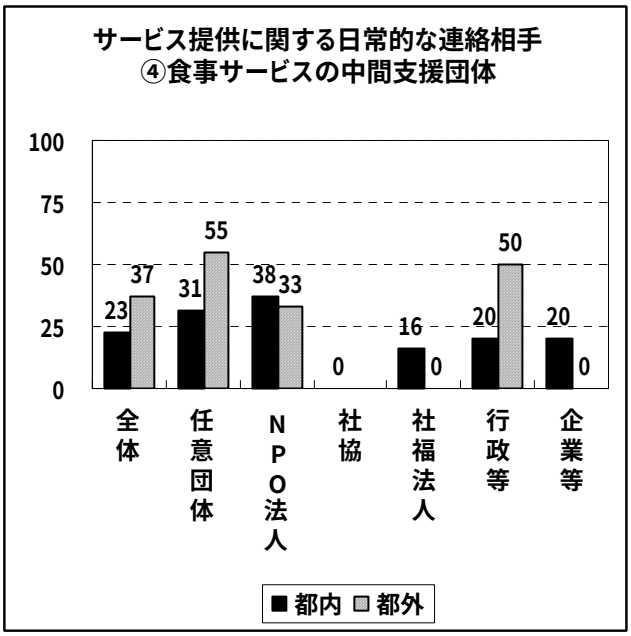

7 食事サービス事業に関する考え方

食事サービス事業にあたって重視していることについて、下記の６つの項目に関して、「重視している」「やや重視している」「あまり重視していない」「重視していない」の４段階で評価してもらった。グラフは、いずれもそのなかで「重視している」と答えた事業の数値である。　全体でみると、都内・都外とも「身近な地域の助け合い」がもっとも多い。

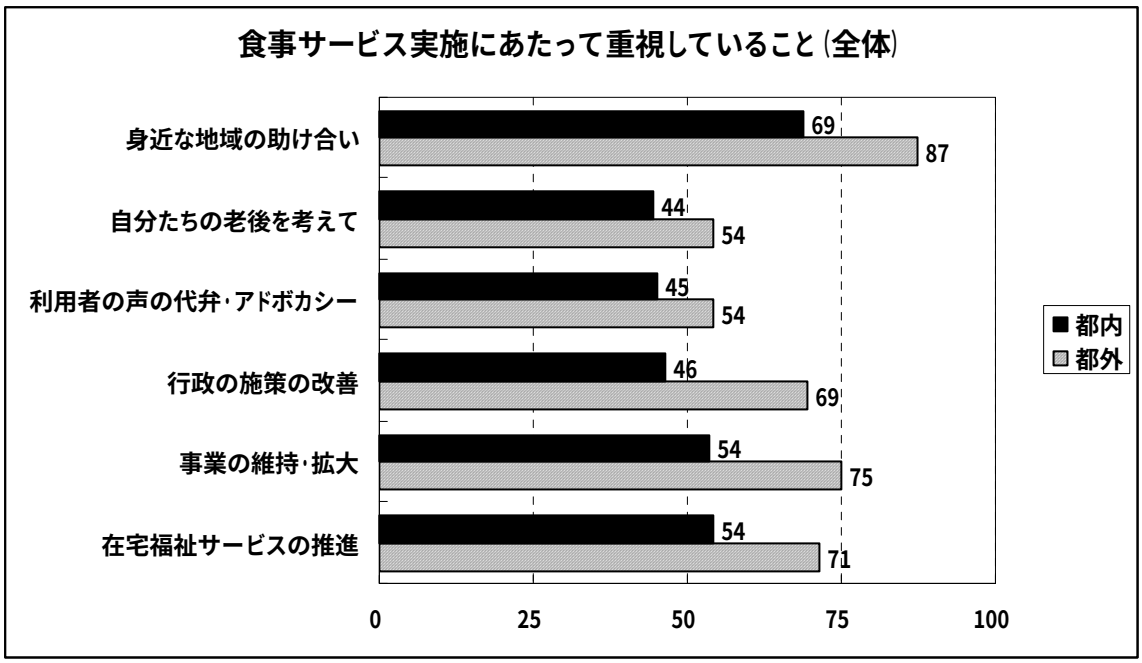

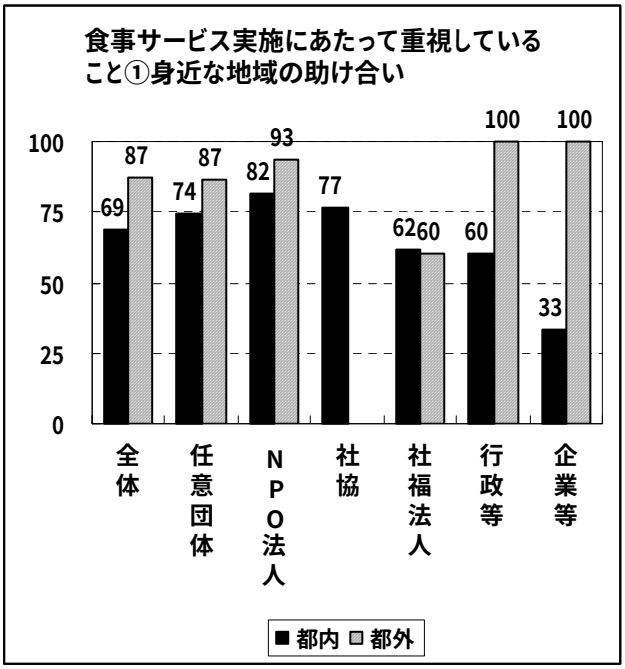

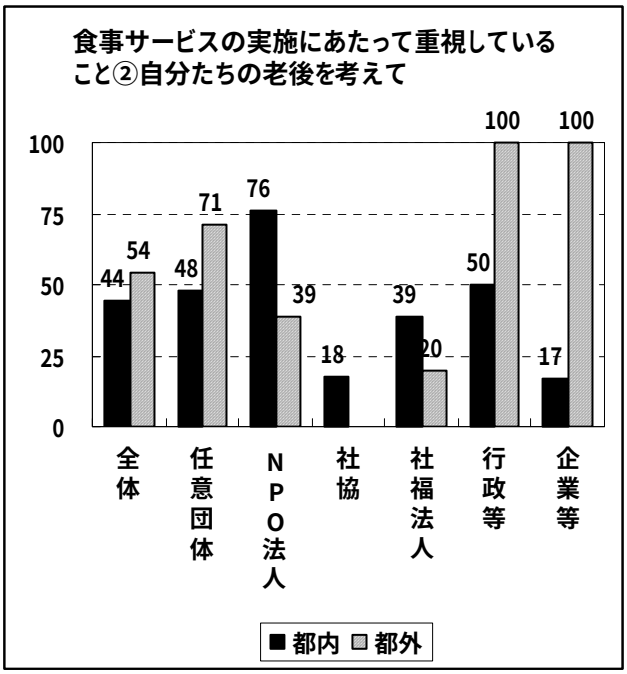

各項目について団体種類別にみると、「身近な地域の助け合い」については、企業等（都内）以外ではいずれの団体で重視している事業が多いが、特に、ＮＰＯ法人、任意団体、社会福祉協議会（都内）

では多い。「自分たちの老後を考えて」は、各団体について都内と都外で一貫していない傾向が強い。例えば、NPO 法人は都内で多いが、任意団体や行政等は都外で多い。団体種類別では、社会福祉協議会と社会福祉法人でこの項目を重視している傾向がやや弱いといえる。「利用者の声の代弁・アドボカシー」は、都内ではどの団体からも一定程度重視されている傾向にある。団体種類別では、NPO 法人で重視している事業がやや多い傾向にある。「行政施策の改善」は、任意団体を除き、都外で重視している傾向が強い。「事業の維持・拡大」は、行政等と NPO 法人がやや多く、社会福祉協議会（都内）と社会福祉法人がやや少ない傾向にある。「在宅福祉サービスの推進」は、企業等が少なく、それ以外の団体のなかでは NPO 法人と社会福祉協議会（都内）がより多い傾向にある。

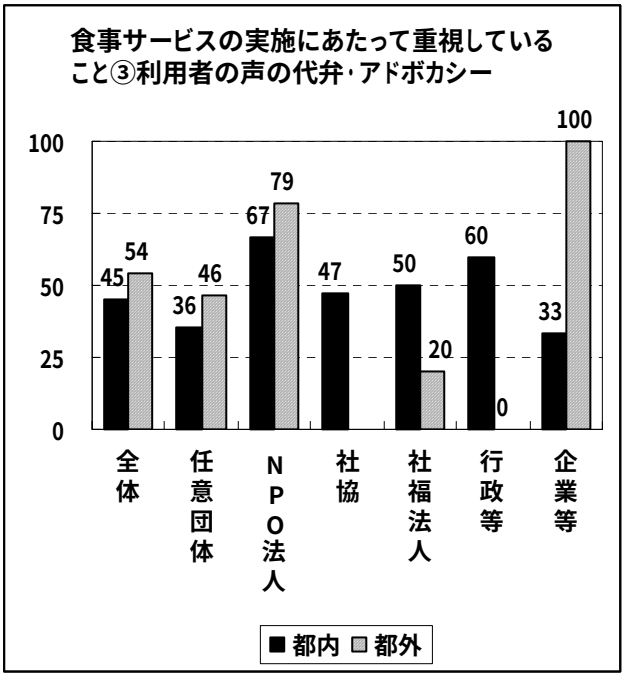

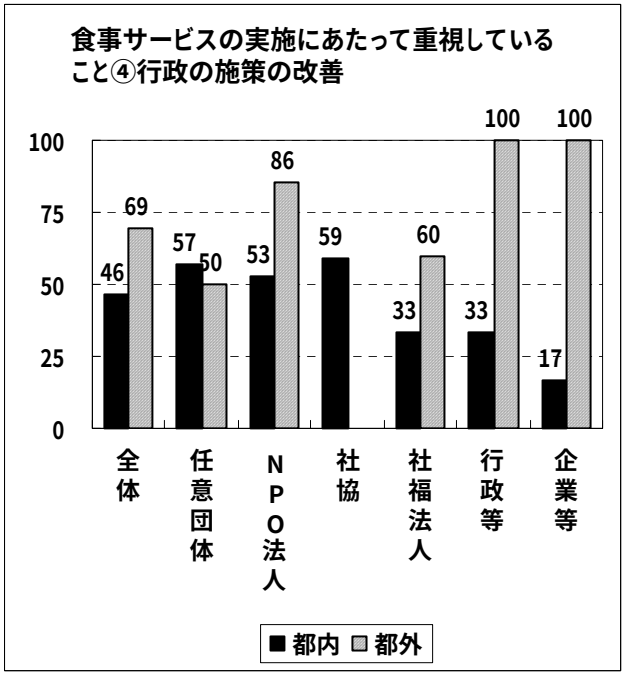

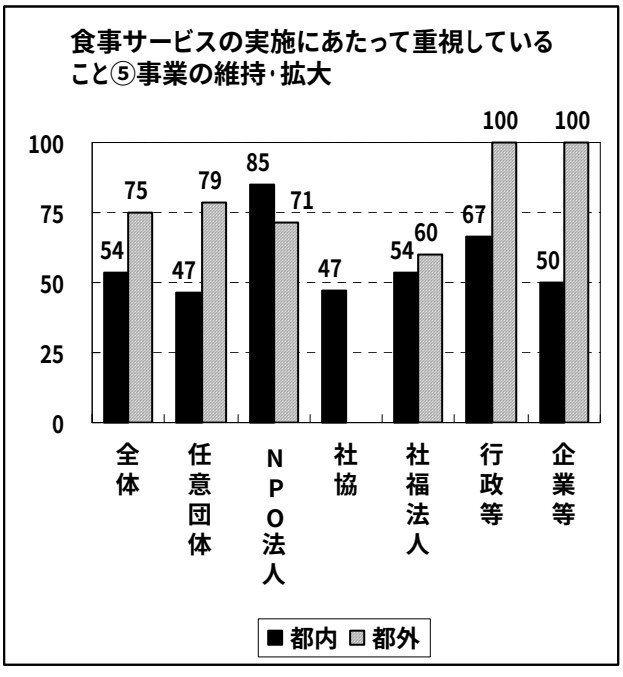

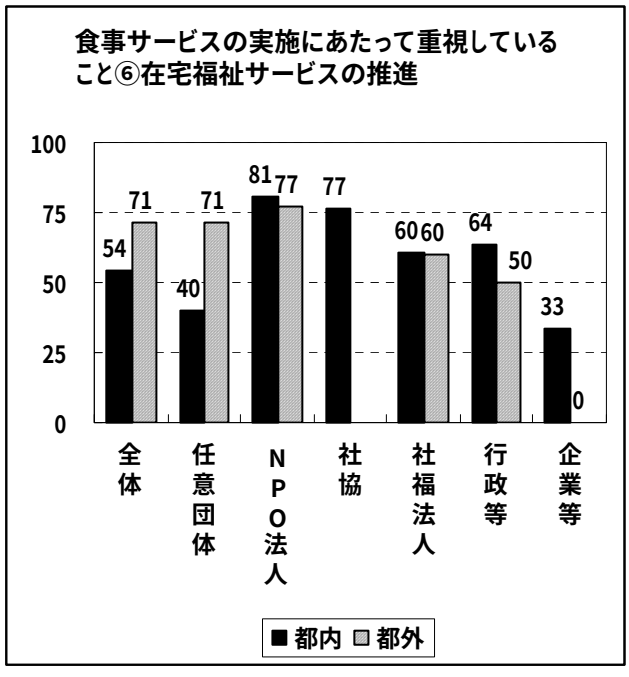

III　考察

1　食事サービス実施団体について

1－1　食事サービス実施団体と食事サービス事業の増加

都内では、全体では１割以上（13%）の団体が、前回、調査を実施した 2000 年以降に設立されている。実数でいうと、任意団体 15 団体、NPO 法人が７団体、社会福祉法人６団体である。都外も 2000 年以降に、NPO 法人６団体、任意団体１団体、企業等１団体が設立されている（全国老人給食協力会加盟団体のみ)。また事業を単位としてみると、2000 年以降に開始された事業数は次の通りである。配食サービスが都内 30 事業・都外７事業、会食サービスが都内 17 事業・都外５事業、ミニディサービスが都外 11 事業・都外で６事業、高齢者向け料理教室が都内６事業、栄養知識の普及・栄養指導が都内２事業、都外・１事業である。すなわち、これら主な食事サービスについて、団体数では都内 28 団体・都外８団体、事業数では都内 66 事業・都外 19 事業が新たに設立・設置されており、2000 年以降も食事サービスが広がっていることがわかる。

1－2　食事サービスの多様性

食事サービスの内実は多様である。今回は団体種類別（法人格別）に分析を行ってきたが、任意団体は、実施頻度が小さいことと関連して、登録者数と１回あたりの利用者数の差が小さく、比較的限定的な人々を対象に間欠性の大きなサービスを提供していると考えられる。

それに対して、企業（都内）では１回あたりの利用者数と登録者数が他の団体を大きく上回り、大規模に展開している様子がうかがえる。実施頻度がきわめて高いとともに、１回あたりの利用者数と登録者数との差が大きいことから、非限定的な人々を対象とし、その人々がフレキシブルに利用していると考えられる。ただし、今回の調査で都外の団体は、法人格では「企業」であるが、きわめて小規模であり、また、ボランティアを受け入れるなど大規模に展開する企業とは異なるタイプである。

社会福祉協議会と行政等も登録者数と１回あたりの利用者数と登録者数の差がやや大きい一方で、実施頻度の小さい事業の割合がやや高く、やや非限定的な対象に対する間欠的なサービス提供を特徴とすると考えられる。

ＮＰＯ法人と社会福祉法人は、登録者数と１回あたりの利用者数の差があまり多くなく、実施頻度の比較的大きな事業の比重がやや大きいことから、やや限定的な対象に対する生活支援型のサービス提供を特徴とすると考えられる。

2　食事サービスの位置づけ

2－1　食事サービスの複合的な提供

都内では約６割、都外では約４割の団体が、いずれか一つのみの食事サービスを提供している「単一事業型」である。しかし団体種類別にみると一様ではない。社会福祉法人や行政等は「単一事業型」が多く、反対にNPO 法人では、都内・都外とも７割前後が複数の食事サービスを提供する「複数事業型」である。このような複合的な展開のあり方について、地域のニーズへの対応という社会的な側面と、後述するように事業ないし団体を存続させる特定の財源を確保できないという経済的な側面が、要因として考えられる。このような食事サービスの複合的な提供は、例えば、配食サービスを実施しつつ、適宜、ミニディや料理教室などに利用者をつなげていくなど介護予防サービス

としての展開が展望される。

2－2 介護保険サービスとの連動

任意団体と企業等（都内）は、食事サービスに特化している傾向が強いが、それ以外ではほとんどの団体で介護保険サービスやホームヘルプ、移送サービス等の福祉サービスを実施している。このような団体では、高齢者が比較的自立度の高い段階から食事サービスを利用しつつ、必要に応じて介護保険サービスにつなげていくことが可能と考えられる。

2－3 前期高齢者の地域参加･社会貢献

現在、食事サービスを担うボランティアについて男女とも「55 歳～64 歳」を含む事業がもっとも多く、その次が「65 歳～74 歳」である。また、中心的なボランティアとしては、もっとも多いのが同じく「55 歳～64 歳」の女性で、その次が「65 歳～74 歳」の女性である。すなわち、前期高齢者とその‘予備軍’が多くの事業で食事サービスの担い手および中心的な担い手となっており、食事サービスは前期高齢者の地域参加や社会貢献の場となっている。この点は、介護予防としての機能を果たす重要な側面といえる。

3 資源のミックス

3－1 財源のミックス

都内では全体の 71%、都外では 55%の事業が市区町村から経済的支援を受けているが、NPO 法人の事業で市区町村から経済的支援を受けている事業は都内・都外とも半数にとどかない。それに対して、社会福祉協議会（都内）、社会福祉法人、行政等は、市区町村からの経済的支援を受けている割合が高い。任意団体や NPO 法人による食事サービス事業については、地域のニーズに応じて開始したものの補助・委託を認められないもの、かつては補助・委託を受けていたが中止となったものなどのケースがある一方で、むしろ補助・委託の契約にともなう制約をきらって介護保険等の他の事業からの収益による自主事業として実施されているケースも含まれていると考えられる。

NPO 法人と任意団体が市区町村から受けている支援として、施設の貸与を含めた拠点（施設）関係の比重が大きい。今後、食事サービス事業への国庫補助の増額が見込まれないなかで、市区町村による拠点（施設）関係の支援の拡充が望まれる。また、一部では、企業や財団等に支援を求め、多様な方面に財源をもとめミックスさせていこうとする兆しがみられる。

3－2 ソーシャル･キャピタルとボランティア

近年、人々のネットワークのような非経済的な資源は、資金や資産とは別のタイプの資本という意味で「ソーシャル・キャピタル」とよばれ注目されている。任意団体や NPO 法人では、利用者の募集、担い手の募集、政策提言などのために「知人・友人」に対して情報発信をしている団体が多く、ソーシャル・キャピタルを活用している傾向にある。比率は下がるが、社協にも同様の傾向がみられる。

ボランティアも同様の意義をもつ。ボランティアは、企業等（都内）を除き、各種の団体で担い手となっている。特に任意団体、NPO 法人、社会福祉協議会（都内）では、重要な担い手となっているとともに、任意団体と NPO 法人では退職者の受け入れにも積極的な傾向が強い。

3－3　中間支援団体の役割

任意団体や NPO 法人は、社会福祉法人や行政等、企業等と比べて、特定の財源を確保したり市場で競争したりする上で不利な状態にある団体が多い。そこで今日、一定の役割を果たしているのが社会福祉協議会と、各地で形成されている食事サービスの連絡会・ネットワークや地方・全国レベルの中間支援団体である。

任意団体や NPO 法人にとって、経済的支援、利用者の受け入れ、担い手の募集、政策提言・要望、日常的なサービス提供に関して、社会福祉協議会は一定の役割を果たしている。また、任意団体、NPO 法人、社会福祉協議会は、食事サービスの実施にあたって「身近な地域の助け合い」を重視する傾向が大きい点で共通の基盤がある。

食事サービスの連絡会・中間支援団体は、政策提言・要望や日常的なサービス提供に関して一定の役割を果たしている。

１－１でみたように、2000 年以降も、地域のニーズに応じて新しい団体が形成され新しい事業が開始されている一方で、今日、介護保険の改正にあわせて食事サービスの財政的な裏づけはいっそう厳しくなっている。そのなかで、各団体の財源の確保、マンパワーの確保、政策提言、助言・相談などにとって中間支援団体の役割はいっそう重要になっており、その機能の強化は一つの課題といえる。

2005 年度
食事サービスの実施状況に関する調査報告書

２００６年３月　発行

発　　行　　全国老人給食協力会
事業協力　　東京ボランティア・市民活動センター
　　社会福祉法人ふきのとうの会
執筆担当　　清水　洋行（東京学芸大学社会学研究室）

「この報告書は競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました」